

大山地域公共施設複合化事業
事業仮契約書（案）

富山市（以下「市」という。）と●●【SPC名称を記入】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本契約書の条件のほか、富山市契約規則（平成17年規則第37号）及び大山地域公共施設複合化事業事業契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な契約を締結するものとする。

第1条（総則）

市及び事業者双方は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条（契約の概要）

この契約の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業名：大山地域公共施設複合化事業
- (2) 事業用地及び解体撤去用地：富山市上滝577番地 他（約款別紙2）
- (3) 事業期間：契約締結日から令和20年（2038年）3月31日まで
- (4) 契約代金額：金●円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額●円）

ただし、上記金額に、約款に定める方法による金利変更、物価変動等による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額による増減額を加算した額とし、その内訳金額は約款に定めるところによる。

- (5) 支払い方法：約款第57条の定めるところによる。
- (6) 契約保証金：約款第12条に定めるところによる。

第3条（仮契約の効力）

この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第12条の規定により、富山市議会の議決を得たとき、本契約とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、市及び事業者が記名押印の上各々1部を保有する。

令和3年●月●日

(市) 富山市長 森 雅 志 印
富山県富山市新桜町7番38号

(事業者) 所在地 : ●●
事業者名 : ●●
代表者 : ●●● 印

大山地域公共施設複合化事業
事業契約約款（案）

令和2年10月
（令和2年11月修正版）
富山市

目次

第1章 用語の定義	1
第1条 (用語の定義等)	1
第2章 総則	1
第2条 (目的)	1
第3条 (公共性及び事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (契約関係書類の適用関係)	1
第5条 (本事業の概要・事業範囲)	1
第6条 (本事業の事業方式)	2
第7条 (第三者への委託)	2
第8条 (事業者の資金調達)	3
第9条 (事業期間)	3
第10条 (法令等の遵守)	3
第11条 (許認可及び届出)	3
第12条 (契約保証金)	3
第13条 (第三者に及ぼした損害)	4
第14条 (近隣対応・対策)	4
第15条 (保険の付保)	5
第3章 統括管理業務に関する事項	5
第16条 (統括管理業務)	5
第17条 (統括管理業務実施体制の確認)	5
第18条 (統括管理責任者)	5
第19条 (統括管理責任者の変更)	6
第4章 施設整備に関する事項	6
第1節 総則	6
第20条 (事前調査業務)	6
第21条 (契約不適合責任)	6
第22条 (工期の変更)	7
第23条 (工期の変更による費用等の負担)	7
第24条 (工事の一時中止)	8
第2節 設計業務	8
第25条 (設計業務)	8
第26条 (市によるモニタリング)	8
第27条 (設計図書等についての責任)	8
第28条 (設計の完了)	8
第29条 (設計の変更)	9

第3節 既存施設解体撤去業務	9
第30条 (既存施設解体撤去業務)	9
第31条 (市によるモニタリング)	10
第32条 (解体撤去工事業務に関する検査等)	11
第33条 (解体撤去工事監理業務責任者の設置)	11
第4節 建設業務	11
第34条 (建設業務)	11
第35条 (施工計画書等)	11
第36条 (市によるモニタリング)	12
第37条 (事業者による中間検査)	12
第38条 (市による中間出来形確認等)	13
第39条 (事業者による完工検査)	13
第40条 (市による完成確認)	13
第41条 (完成図書及び完成確認合格通知)	13
第5節 工事監理業務	14
第42条 (工事監理業務)	14
第43条 (工事監理者の設置)	14
第6節 本施設の完成及び引渡し	14
第44条 (本施設の引渡し)	14
第45条 (本施設の引渡しの方法等)	14
第46条 (本施設に係る引渡しの遅延)	15
第5章 什器・備品等調達・設置業務に関する事項	15
第47条 (什器・備品等調達・設置業務)	15
第48条 (什器備品の引渡し等)	16
第49条 (什器備品の引渡し等の遅延)	16
第6章 維持管理業務に関する事項	16
第50条 (本施設の維持管理業務)	16
第51条 (維持管理の年度業務計画書)	16
第52条 (維持管理体制の整備)	17
第53条 (費用負担)	17
第54条 (維持管理業務開始の遅延)	17
第55条 (本施設の修繕等)	18
第56条 (維持管理業務に係る業務報告書)	18
第7章 サービス購入費の支払い	18
第57条 (サービス購入費の支払い)	19
第58条 (サービス購入費の変更)	19

第59条	(サービス購入費の減額)	19
第60条	(サービス購入費の返還)	19
第8章	事業者の経営状況の報告等	19
第61条	(事業者の経営状況に係る報告)	19
第62条	(事業者の経営状況に対する市によるモニタリング)	19
第9章	契約期間及び契約の終了	20
第63条	(契約期間)	20
第64条	(本契約終了時の取扱い)	20
第65条	(事業者の責に帰すべき事由による本契約の終了)	20
第66条	(市の責に帰すべき事由による本契約の終了)	24
第67条	(公益上の事由による契約終了)	26
第68条	(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)	26
第10章	法令変更及び不可抗力	27
第69条	(法令変更に係る通知の付与)	27
第70条	(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)	28
第71条	(不可抗力に係る通知の付与)	28
第72条	(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)	28
第73条	(不可抗力への対応)	29
第11章	関係者協議会	29
第74条	(関係者協議会の設置)	29
第75条	(関係者協議会の構成員)	29
第12章	その他	29
第76条	(市の予算措置)	29
第77条	(公租公課の負担)	29
第78条	(事業者の兼業禁止)	29
第79条	(契約上の地位の譲渡等)	30
第80条	(株式の処分の制限)	30
第81条	(担保権の設定)	30
第82条	(要求水準書の変更)	30
第83条	(秘密保持)	30
第84条	(個人情報の取扱)	31
第85条	(著作権の利用等)	31
第86条	(管轄裁判所)	31
第87条	(疑義の決定)	31
第88条	(準拠法等)	32

第1条	(保証)	64
第2条	(通知義務)	64
第3条	(保証債務の履行の請求)	64
市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。		64
第4条	(求償権の行使)	64
第5条	(終了及び解約)	64
第6条	(管轄裁判所)	64

別紙一覧

別紙 1	用語の定義
別紙 2	事業用地及び解体撤去用地
別紙 3	維持管理期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方
別紙 4	事業者が付保する保険
別紙 5	サービス購入費の支払方法
別紙 6	サービス購入費の改定方法
別紙 7	法令変更による損害、損失及び費用の負担割合
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合
別紙 9	保証書の様式

大山地域公共施設複合化事業 事業契約約款（案）¹

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義等）

大山地域公共施設複合化事業事業契約約款（以下「本契約」という。）における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1において定めるところによる。

2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えない。

第2章 総則

第2条（目的）

本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 市及び事業者は、事業契約書等に基づき、募集要項等、事業者提案及び設計図書等に従い、日本国の法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を実施しその他事業契約書等の義務を履行しなければならない。

第3条（公共性及び事業の趣旨の尊重）

事業者は、本事業が公共施設の整備事業として、公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

2 市及び事業者は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

第4条（契約関係書類の適用関係）

契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、事業契約書等、募集要項等、事業者提案及び設計図書等の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類に疑義が生じた場合は、市及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業契約書等、募集要項等及び事業者提案の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第5条（本事業の概要・事業範囲）

¹ すべての既存施設が本施設の引渡し後に解体されることを前提としている。大山堅穴住居跡展示館の解体がそれ以前に行われる提案がある場合には、関連する規定を修正する予定である。

本事業は、要求水準書等に示すとおり、統括管理業務、設計業務、既存施設解体撤去業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品等調達・設置業務及び維持管理業務、並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。

- 2 事業者は、本施設の完成後、本契約に定めるところにより、事業者から本施設を市に引き渡すものとする。
- 3 本事業は、契約関係書類に従い、事業者が適正かつ確実に実施するものとし、市は事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するための措置をとるものとする。市は、本契約の定めに従い、事業者に対し、事業者が事業期間にわたり実施する業務に関して、事業者から提供されるサービスの対価であるサービス購入費に課される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を加えた額を支払うものとする。

第6条（本事業の事業方式）

事業者は、本契約に定めるところに従い、本施設を整備し、及び既存施設を解体・撤去する。

- 2 本施設は、事業者により設計及び建設された後、引渡しと同時にその所有権が市に帰属し、以後、市が所有する。なお、本施設は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第4項に規定する行政財産として位置付けられる。
- 3 事業者は、本契約に定めるところに従い、維持管理期間にわたり、本施設の維持管理業務を遂行するものとする。
- 4 本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、市及び事業者の間で別途合意されない限り、本施設の引渡しと同時に市に所有権が移転し、市が所有するものとする。
- 5 事業者は、工事着手日から本件工事が完了するまでの期間、施設整備業務の遂行に必要な範囲で、事業用地及び解体撤去用地を無償で使用することができる。これらの場合において、事業者は、事業用地及び解体撤去用地の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。
- 6 事業者は、維持管理期間中、維持管理業務の遂行に必要な範囲で、事業用地及び本施設を無償で使用することができる。この場合において、事業者は、事業用地及び本施設の管理を善良な管理者の注意義務をもって行うものとする。

第7条（第三者への委託）

事業者は、事業者提案に従い、統括管理業務を統括管理企業に、設計業務を設計企業に、既存施設解体撤去業務（本件工事（解体撤去）に係る工事監理業務を除く。）を解体企業に、建設業務を建設企業に、工事監理業務及び本件工事（解体撤去）に係る工事監理業務を工事監理企業に、什器・備品等調達・設置業務を什器・備品等調達・設置企業に、維持管理業務を維持管理企業に委託又は請負わせるものとし、個別業務の全部又は一部を上記以外の第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、事業者は、合理的な理由がある場合に限り、事前の市の書面による承諾を得た上で、個別業務の一部を上記以外の第三者に委託又は請負わせることができる。

- 2 統括管理企業、設計企業、解体企業、建設企業、工事監理企業、什器・備品等調達企業、維持管理企業又は第1項ただし書の規定により個別業務の委託を受けた又は個別業務を請け負った第三者（以下あわせて「個別業務受託者」という。）が、さらに他の者に、委託を受けた業務又は請け負った業務の一部を委託又は請け負わせるとき

は、事業者は、市に対し当該他の者（以下「個別業務再受託者」という。）の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。

- 3 事業者は、前2項の規定に基づく委託又は請負を行う場合、当該委託又は請負の内容が確認できる契約書の写しを速やかに市に提出しなければならない。
- 4 事業者は、第1項及び第2項の規定に基づく委託又は請負に係る個別業務受託者又は個別業務再受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定に基づく委託又は請負に係る個別業務受託者又は個別業務再受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

第8条（事業者の資金調達）

事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に必要な一切の費用を負担し、本事業を実施するに当たり必要な資金調達を全て自己の責任において行わなければならない。

第9条（事業期間）

本事業の事業期間等は、次のとおりとする。

本契約締結日	令和3年（2021年）●月●日
事業期間	本契約締結日～令和20年（2038年）3月31日
設計・建設期間	令和3年（2021年）●月●日～引渡予定日
引渡予定日	令和5年（2023年）2月28日
供用開始予定日	令和5年（2023年）4月1日
維持管理期間	令和5年（2023年）3月1日 ～令和20年（2038年）3月31日

第10条（法令等の遵守）

事業者は、本事業を実施するに当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

第11条（許認可及び届出）

事業者は、本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

- 2 市は、事業者からの要請があった場合、事業者の許認可の取得及び届出のために法令等の範囲内において必要に応じて協力を行うものとする。
- 3 事業者は、市が行わなければならない許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。
- 4 事業者は、本事業の実施に係る許認可との取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、本事業の終了時に市に提出する。
- 5 事業者は、本事業の実施に係る許認可の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを市に提出する。

第12条（契約保証金）

事業者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。付された保証が第(3)号から第(4)号までのいずれかの場合にあつては、事業者が別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結した後又は個別業務受託者をして別途定める保証若しくは履行保証保険契約を締結せしめた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供（ただし、富山市契約規則（平成17年規則第37号）第22条の額面規程によるものとする。）
 - (3) 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証
 - (4) 施設整備業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補（てんぼ）する履行保証保険契約の締結（ただし、市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本事業に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとする。なお、かかる質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）
- 2 第1項の保証に係る契約保証金は、別紙5に記載される施設整備業務に係るサービス購入費（サービス購入費A、C-1、C-2及びD）から割賦金利を控除した額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、事業者が同項第(2)号に掲げる担保の提供を行ったとき、同項第(3)号に掲げる保証を付したとき（当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。）、及び、同項第(4)号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 契約金額の変更があつた場合には、第1項に規定する契約保証金の金額が、それぞれ変更後に記載する別紙5を前提として算出される第2項の金額に達するまで、市は、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。
- 5 施設整備業務に係る契約保証金は、施設整備業務の履行後、本件工事が完了した日以降速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わないものとする。

第13条（第三者に及ぼした損害）

事業者が、本事業の実施に関し第三者に損害を及ぼした場合、事業者は、その旨を直ちに市へ報告するとともに、自らの責任及び費用負担で対処したうえで、その損害を賠償しなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由によるものはこの限りではない。

第14条（近隣対応・対策）

事業者は、自己の責任及び費用で、騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他本件工事及び本事業の実施が近隣の生活環境に与える影響を勘案して、必要な近隣対応・対策を実施し、市に事前にその内容及び事後にその結果を報告しなければならない。

- 2 市は、事業者からの要請がある場合、事業者による近隣対応・対策に対し必要な協力を行うものとする。

- 3 近隣対応・対策により事業者が生じた損害については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、募集要項等において市が設定した条件（本事業を行うこと自体を含む。）に直接起因して事業者において生じた損害については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。

第15条（保険の付保）

事業者は、事業期間中にわたり、別紙4に記載された保険に加入し、又は個別業務受託者をして同保険に加入させなければならない。

- 2 事業者は、第1項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならず、個別業務受託者をして設定させてはならない。

第3章 統括管理業務に関する事項

第16条（統括管理業務）

事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で統括管理業務を行わなければならない。

第17条（統括管理業務実施体制の確認）

事業者は、本契約締結後速やかに、施設整備期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。

- 2 事業者は、維持管理業務の業務開始日に先立ち、維持管理期間に係る統括管理業務の実施に必要な人員（必要な有資格者を含む。）を確保し、市に対して、その旨を報告するものとする。
- 3 市は、第1項及び第2項に規定する報告を受けたときは、事業者の実施体制を確認するものとする。市は、確認の結果、実施体制がこの契約書等の条件を満たしていないと判断した場合、事業者に対してその是正を求めることができる。
- 4 事業者は、第3項により市に是正を求められたときは、是正を求められた事項について補正等を行い、再度、市の確認を受けなければならない。
- 5 事業者は、施設整備期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、第3項又は第4項の確認を、設計業務の開始までに受けなければならない。
- 6 事業者は、維持管理期間に係る統括管理業務の実施体制に関し、第3項又は第4項の確認を、維持管理業務の開始までに受けなければならない。

第18条（統括管理責任者）

事業者は、要求水準書等に従い、施設整備期間及び維持管理期間のそれぞれについて、本事業の業務全体を総合的に把握し調整を行う統括管理責任者を定め、統括管理業務の開始までに、市にその氏名及び所属等を報告しなければならない。

- 2 統括管理責任者は、原則として構成員又は協力企業から選出するものとし、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて、要求水準書等に規定される条件に従い、個別業務責任者が兼務することができるものとする。
- 3 統括管理責任者は、本契約の履行に関し、本事業の業務全体の管理及び統括を行うほか、サービス購入費の変更、請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、事業契約等に基づく業務に関する一切の権限を行使することができる。
- 4 事業者は、統括管理業務に関し、業務の履行状況等について、要求水準書等に従い、管理計画書及び管理報告書を作成し、市に提出しなければならない。

第19条（統括管理責任者の変更）

市は、施設整備期間及び維持管理期間の各期間中において、統括管理責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対し、その理由を明示した書面により、統括管理責任者の変更を要請することができる。

- 2 事業者は、第1項の要請を受けたときは、14日以内に新たな統括管理責任者を選出し、市の承諾を得なければならない。
- 3 事業者は、施設整備期間及び維持管理期間の各期間中において、やむを得ない事由により、統括管理責任者を変更する必要があるとき、市の承諾を得たうえで、統括管理責任者を変更することができる。

第4章 施設整備に関する事項

第1節 総則

第20条（事前調査業務）

事業者は、契約関係書類に従い自己の費用及び責任で、施設整備業務（工事監理業務を除く。）のそれぞれについて事前調査業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、事業用地及び解体撤去用地における、地盤調査その他の必要な調査及び法令等上要求される調査を行うものとする。
- 3 事業者は、前2項の調査を実施する場合には、調査に着手する前に調査計画書を作成し、市に提出して協議しなければならない。
- 4 事業者は、既存施設解体撤去業務に関連する調査において、PCB混入機器及びアスベストについては事前調査を必ず実施するものとする。
- 5 事業者は、本条に基づく調査及び調査結果に係る一切の責任及び費用を負担しなければならない。
- 6 事業者の実施した調査の誤り又は過失に起因して市又は事業者に生じた損害、損失又は費用は、事業者が負担するものとする。

第21条（契約不適合責任）

市は、本件工事の目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合には、事業者に過失があるか否かにかかわらず、事業者に対して相当の期間を定めて本件工事の目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求

し、又はその履行の追完に代えて、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、事業者は、市に不相当な負担を課すものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じ代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本件工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ、事業契約等をした目的を達することが出来ない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項に規定する履行の追完若しくは損害賠償の請求、又は第2項に規定された代金減額の請求は、解体撤去業務については各解体撤去工事完了日から2年以内とし、建設業務については本施設引渡日から2年以内とする。ただし、事業者が当該契約不適合を知っていたとき、その契約不適合又は損害が、事業者の故意又は重大な過失によって生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

4 市は、本件工事の目的物が契約不適合により滅失又は毀損した場合、第3項に定める期間内であって、かつ、当該滅失又は毀損を市が知ったときから1年以内に、第1項の請求をしなければならない。

5 事業者は、建設企業及び解体企業をして、別紙9に定める様式により、市に対し本条による履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させ、当該保証書を市に対して提出させるものとする。

第22条（工期の変更）

市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、市及び事業者は、協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更の当否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

2 事業者は、市の事前の書面による承諾なくして、工期の変更を行うことはできない。事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により、市に対して工期の変更を請求した場合は、市は、合理的な理由なく工期の変更の承認を留保し、拒絶し、又は遅延してはならず、市及び事業者は、協議により変更内容を決定するものとする。

第23条（工期の変更による費用等の負担）

第22条の定めるところにより工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用が生じるときの負担方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 当該工期の変更が市の責に帰すべき事由による場合、市がこれを負担する。

- (2) 当該工期の変更が事業者の責に帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担する。
- (3) 当該工期の変更が法令変更又は不可抗力による場合、別紙7又は別紙8に従うものとする。

第24条（工事の一時中止）

市は、必要があると認める場合、事業者に対し本件工事の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- 2 市は、第1項の場合において、必要があると認めるときは、工期を変更することができる。
- 3 前2項の場合に、市又は事業者において損害、損失又は費用が生じたときの負担方法については、第23条を準用する。

第2節 設計業務

第25条（設計業務）

事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で設計業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、本契約締結後速やかに詳細工程表を含む設計に関する業務計画書を作成し、要求水準書等において指定されたその他の書類とともに市に提出したうえで、市の確認を受けなければならない。

第26条（市によるモニタリング）

事業者は、設計業務の進捗状況に関して、設計に関する業務計画書に基づき、定期的に市に対して説明及び報告を行うものとする。

- 2 市は、適正かつ確実な整備を確保するため、モニタリングを実施する。市は、随時、設計図書等の閲覧等の確認及び業務実施状況の報告を要求することができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。

第27条（設計図書等についての責任）

事業者は、設計変更がなされたか否かを問わず、設計図書等の契約不適合等により生じた増加費用及び損害賠償について責任を負うものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由による場合は、市の負担とする。

第28条（設計の完了）

事業者は、要求水準書等に従い、基本設計及び実施設計の完了後、設計図書等を市に提出し、その確認を受けなければならない。また、市は、必要があると認める場合、事業者の説明を求めることができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。

- 2 市は、第1項に基づき提出された設計図書等について、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、速やかに事業者に通知する

ものとする。

- 3 事業者は、第2項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに是正するための措置をとり、市の確認を受けなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当該措置に要する合理的な費用は市の負担とする。また、事業者は、第2項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。
- 4 市が第1項に基づき設計図書等を受領したこと、第2項の通知をしたこと若しくはしないこと又は第1項若しくは第3項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何らの責任を負担するものではない。

第29条（設計の変更）

市は、必要があると認める場合、事業者に対して書面により設計変更を要求することができるものとする。

- 2 事業者は、当該設計変更要求を受領した場合、速やかにその内容を検討し、市に対し検討結果を通知しなければならない。ただし、当該設計変更要求が工期の変更を伴わず、かつ事業者の提案を逸脱しない範囲内であるときは、事業者は、市の要求に従い設計変更を行うものとする。
- 3 事業者は、市からの設計変更要求の内容に疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 4 事業者は、設計変更は行うことができないものとする。ただし、合理的な理由があり、かつ、事前の市の書面による承諾がある場合は、この限りでない。
- 5 前4項の場合の設計変更の費用及び変更による損害、損失、追加的費用の負担については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担する。
 - (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担する。
 - (3) 当該設計変更が法令等の変更による場合、別紙7に定めるところに従って市又は事業者がこれを負担する。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による場合、別紙8に定めるところに従って市又は事業者がこれを負担する。
- 6 設計変更により本事業に係る費用が減少する場合には、市は、事業者と協議した上で、合理的な範囲内で当該費用の減少分をサービス購入費から減額することができるものとする。
- 7 市が第1項に基づき設計変更を要求したこと又は第4項の書面による承諾をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が本事業について何らの責任を負担するものではない。

第3節 既存施設解体撤去業務

第30条（既存施設解体撤去業務）

事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で既存施設解体撤去業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、既存施設解体撤去業務において、PCB混入機器の有無及びアスベスト含有建材の有無については事前調査を必ず実施し、結果を市に報告するものとする。
- 3 事業者は、解体設計業務着手前に業務計画書を作成し、要求水準書等において指定されたその他の書類とともに提出したうえで、市の承認を得なければならない。
- 4 事業者は、解体設計の完了後、要求水準書等に定める解体設計業務の提出書類を市に提出し、その確認を受けなければならない。また、市は、必要があると認める場合、事業者の説明を求めることができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。
- 5 市は、第4項に基づき提出された書類について、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、速やかに事業者に通知するものとする。
- 6 事業者は、第5項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに是正するための措置をとり、市の確認を受けなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当該措置に要する合理的な費用は市の負担とする。また、事業者は、第5項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。
- 7 市が第4項に基づき提出された書類を受領したこと、第5項の通知をしたこと若しくはしないこと又は第4項若しくは第6項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何らの責任を負担するものではない。
- 8 事業者は、本件工事（解体撤去）の着工前に、施工計画書（詳細工程表を含む）その他要求水準書等に定める解体撤去工事業務の提出書類を市に提出しなければならない。

第31条（市によるモニタリング）

市は、事業者が契約関係書類に従い既存施設解体撤去業務を実施していることを確認するために、モニタリングを行う。市は、事業者に対し既存施設解体撤去業務に関する説明を求めることができ、かつ、工事現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。

- 2 事業者は、第1項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力をしなければならない。また、事業者は、解体企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 第2項に規定する説明等の結果、市は、事業者による本件工事（解体撤去）が、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、事業者に対してその是正を求めることができるものとする。
- 4 事業者は、第3項の是正の要求を受けた場合、自己の費用で速やかに是正するための措置をとり、市の確認を受けなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当該措置に要する合理的な費用は市の負担とする。また、事業者は、第3項の要求の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。

5 市が第1項に規定する立会い又は確認等を実施したこと、第3項の是正を要求したこと若しくはしないこと又は第4項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何ら責任を負担するものではない。

第32条（解体撤去工事業務に関する検査等）

事業者は、本件工事（解体撤去）が完了したときは、工事完了届その他の要求水準書等に定める提出書類を市に提出しなければならない。

2 市は、第1項による工事完了届を受領したときは、速やかに完成検査を実施するものとする。

3 市は、第2項による完成検査の結果、本件工事（解体撤去）が完了したことを確認したときは、業務完了通知書を事業者に交付しなければならない。

4 事業者は、本件工事（解体撤去）が完了後速やかに、本件工事（解体撤去）に係る事業用地及び解体撤去用地を市に引き渡す。

第33条（解体撤去工事監理業務責任者の設置）

事業者は、本件工事（解体撤去）に関し、法令等及び契約関係書類に従い適切な本件工事（解体撤去）に係る工事監理者（以下「解体撤去工事監理者」という。）を設置し、又は設置させ、氏名その他の必要な事項を書面により市に提出するとともに、要求水準書等に従って、解体撤去工事監理計画書（工事監理主旨書及び詳細工程表を含む。）を市に提出しなければならない。

2 事業者は、解体撤去工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。

3 市は、事業者に対し、随時、本件工事（解体撤去）についての報告を要求することができる。市が当該報告を要求したときは、事業者は、解体撤去工事監理者に、市に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等報告を行わせるものとする。

第4節 建設業務

第34条（建設業務）

事業者は、契約関係書類に従い自己の費用及び責任で建設業務を行わなければならない。

2 施工方法その他完成のために必要な一切の手段は、事業者が、自己の責任で決定するものとする。

3 市は、第28条に基づき提出を受けた建設業務に係る設計図書等を確認後、速やかに建設着手の許可通知を行う。事業者は、市から当該許可通知を受けた後、遅滞なく建設業務に着手しなければならない。

第35条（施工計画書等）

事業者は、要求水準書等において建設工事着手前の提出書類と定められた書類（詳細工程表を含む施工計画書等）を、建設業務の着手前で、市及び事業者との協議により定

める日までに市に提出し、その確認を受けなければならない。事業者は、必要がある場合には、市と協議の上、当該施工計画書等の内容を変更することができ、この場合においては、変更後の施工計画書等を速やかに市に提出しなければならない。

- 2 市は、第1項に基づき事業者が市に提出した書類が、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、速やかに事業者に書面により通知するものとする。
- 3 事業者は、第2項の規定による通知を受領した場合、速やかに是正するために、当該書類を訂正する等の措置をとり、市の確認を受けなければならない。事業者は、第2項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。
- 4 市が第1項に基づき当該施工計画書等を受領したこと、第2項の通知をしたこと若しくはしないこと又は第1項、第3項若しくは第5項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何ら責任を負担するものではない。
- 5 事業者は、本件工事（施設整備）に係る工期中毎月の末日までに、翌月分に係る月間工事工程表を市に提出しなければならない。また、事業者は、本件工事（施設整備）に係る工期中の提出書類と定められた書類を工事の進捗状況に応じて遅延なく市に提出し、確認を受けなければならない。

第36条（市によるモニタリング）

市は、事業者が契約関係書類に従い建設業務を実施していることを確認するために、モニタリングを行う。市は、事業者に対し工事に関する説明を求めることができ、かつ、工事現場において、その進捗状況を立会いの上確認することができるものとする。

- 2 事業者は、第1項に規定する説明及び確認の実施について、市に対して最大限の協力をしなければならない。また、事業者は、建設企業をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 第2項に規定する説明等の結果、市は、本件工事（施設整備）が、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、事業者に対してその是正を求めることができるものとする。
- 4 事業者は、第3項の是正の要求を受けた場合、自己の費用で速やかに是正するための措置をとり、市の確認を受けなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当該措置に要する合理的な費用は市の負担とする。また、事業者は、第3項の要求の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 5 市が第1項に規定する立会い又は確認等を実施したこと、第3項の是正を要求したこと若しくはしないこと又は第4項の確認をしたことのいずれかを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何ら責任を負担するものではない。

第37条（事業者による中間検査）

事業者は、本件工事（施設整備）の完了前においても、工事の出来形を確認するため、市と協議したうえで、事業者の責任及び負担において検査（以下「中間検査（施設整備）」という。）を実施しなければならない。

- 2 事業者は、第1項に基づき中間検査（施設整備）を行う場合には、中間検査（施設整備）に係る中間検査実施日の14日前までに市に中間検査（施設整備）に係る実施計画書を提出する。
- 3 市は、事業者が第1項に基づき実施する中間検査（施設整備）に立ち会うことができるものとする。ただし、市はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 4 事業者は、中間検査（施設整備）の終了後、市に中間検査（施設整備）に係る中間検査結果報告書を速やかに提出する。

第38条（市による中間出来形確認等）

市は、第37条第4項に規定する中間検査（施設整備）に係る中間検査結果報告書の提出を受けた日から14日以内に事業者の立会いの下で、中間出来形確認を実施する。

第39条（事業者による完工検査）

事業者は、要求水準書等に従って本件工事（施設整備）に係る完工検査（付属設備その他器具備品等の試運転検査等を含む。以下同じ。）を、本施設引渡予定日までに実施しなければならない。

- 2 事業者は、第1項の完工検査の日程及び内容をその実施の7日前までに市に対して通知しなければならない。また、市は、この完工検査に立ち会うことができるものとする。ただし、市はかかる立会の実施を理由として何らの責任を負担しない。
- 3 事業者は、市の立会いの有無にかかわらず、市に対して第1項の完工検査の結果について、建築基準法第7条第5項に定める検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

第40条（市による完成確認）

市は、本施設の引渡しに先立ち、第39条に定めるところの完工検査等の終了後、第39条に規定する事業者による完工検査の結果報告を受けた日から14日以内に完成確認を実施するものとする。

- 2 市は、事業者が第1項の完成確認に合格しない場合、事業者に対し是正等の適切な措置を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。なお、事業者は、その内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができるものとする。

第41条（完成図書及び完成確認合格通知）

事業者は、第40条の完成確認に合格したときは、本件工事（施設整備）に係る完成図書その他の要求水準書等に定める提出書類を速やかに市に提出しなければならない。

- 2 市は、事業者が第40条の完成確認に合格したときには、事業者に対し、速やかに本件工事（施設整備）に係る完成確認合格通知書を交付しなければならない。

- 3 事業者は、市からの本件工事（施設整備）に係る完成確認合格通知書の交付がなければ本施設の引渡しができないものとする。

第5節 工事監理業務

第42条（工事監理業務）

事業者は、契約関係書類に基づき自己の費用及び責任で工事監理業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、本件工事（施設整備）の着工前詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、要求水準書等において指定されたその他の提出書類とともに提出したうえで、市の承認を得なければならない。

第43条（工事監理者の設置）

事業者は、本件工事（施設整備）に関し、法令等及び契約関係書類に従い適切な本件工事（施設整備）に係る工事監理者（以下「施設整備工事監理者」という。）を設置し、又は設置させ、氏名その他の必要な事項を書面により市に提出するとともに、要求水準書等に従って、本件工事（施設整備）について工事監理計画書（工事監理主旨書及び詳細工程表を含む。）を市に提出しなければならない。

- 2 事業者は、施設整備工事監理者に契約関係書類に基づく適切な工事監理を行わせなければならない。
- 3 市は、事業者に対し、随時、本件工事（施設整備）についての報告を要求することができる。市が当該報告を要求したときは、事業者は、施設整備工事監理者に、市に対する施工の事前説明及び事後報告並びに現場での施工状況の確認等報告を行わせるものとする。
- 4 事業者は、要求水準書等に従って、設計・建設期間中、毎月5日までに当該月の前月の本件工事（施設整備）に係る工事進捗状況報告書及び施設整備工事監理報告書を市に対して提出しなければならない。ただし、当該日が、富山市の休日を定める条例（平成17年富山市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

第6節 本施設の完成及び引渡し

第44条（本施設の引渡し）

事業者は、市からの本件工事（施設整備）に係る完成確認合格通知書を受領したあと、速やかに本施設を市に引き渡さなければならない。

- 2 本施設においては、第1項による引渡しにより、事業者が原始取得していた本施設の所有権を市が取得するものとし、本施設引渡予定日までは事業者は未使用とする。

第45条（本施設の引渡しの方法等）

事業者は、市に対し、本件工事（施設整備）の完了後、一切の制限物権が設定されていない状態で当該本件工事（施設整備）に係る事業用地及び本施設を引き渡す（本契約の規定に基づきそれらの出来形を引き渡す場合も同じ。）。

- 2 事業者は、本施設の引渡しとともに、所有権保存登記手続に必要な書類の交付その他一切の必要な手続をとらなければならない。なお、所有権保存登記手続は、市が行うものとする。
- 3 事業者は、市への本件工事（施設整備）に係る事業用地及び本施設の引渡しに際して生じる一切の費用を負担しなければならない。

第46条（本施設に係る引渡しの遅延）

市は、市の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事完了日又は本施設引渡日がそれぞれ解体撤去工事完了予定日又は本施設引渡予定日より遅延した場合、当該完了日又は引渡日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

- 2 市の責めに帰すべき事由以外の事由により、解体撤去工事完了日又は本施設引渡日がそれぞれ解体撤去工事完了予定日又は本施設引渡予定日より遅延した場合、事業者は、当該完了日又は引渡日の遅延に伴い市に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市に支払うものとする。ただし、法令変更又は不可抗力により完了日又は引渡日が遅延した場合の費用等の負担については、別紙7又は別紙8に従うものとする。

第5章 什器・備品等調達・設置業務に関する事項

第47条（什器・備品等調達・設置業務）

事業者は、契約関係書類等に基づき自己の費用及び責任で、什器・備品等調達・設置業務を行わなければならない。

- 2 事業者は、本施設に係る什器備品等については、本施設引渡日までに、什器備品台帳を作成し、市に提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 市は、第2項に基づき提出された書類について、契約関係書類において要求される仕様若しくは水準を満たさないと判断したときは、速やかに事業者に通知するものとする。
- 4 事業者は、第3項の通知を受領した場合、自己の費用で速やかに是正するための措置をとり、市の確認を受けなければならない。ただし、市の責めに帰すべき事由に起因する場合は、当該措置に要する合理的な費用は市の負担とする。また、事業者は、第3項の通知の内容について疑義がある場合、市に対して協議を申し入れることができる。
- 5 市が第2項に基づき提出された書類を受領したこと、第3項の通知をしたこと若しくはしないこと又は第2項若しくは第4項の確認をしたことのいずれを理由としても、事業者の責任は、免除又は軽減されるものではなく、かつ、市が、本事業について、何らの責任を負担するものではない。

第48条（什器備品の引渡し等）

事業者は、本施設引渡日に什器備品を一切の制限物権が設定されていない状態で、市に引き渡すとともに、かかる什器備品のうち事業者が新たに調達した什器備品については市に所有権を移転する。

第49条（什器備品の引渡し等の遅延）

市は、市の責めに帰すべき事由により、本施設に係る什器備品引渡日が本施設引渡予定日より遅延した場合、当該引渡日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとする。

2 市の責めに帰すべき事由以外の事由により、本施設に係る什器備品引渡日がそれぞれ本施設引渡予定日より遅延した場合、本事業者は、当該引渡日の遅延に伴い市に発生した合理的な損害額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市に支払うものとする。ただし、不可抗力又は法令等の変更により完了日又は引渡日が遅延した場合の費用等の負担については、別紙7又は別紙8に従うものとする。

第6章 維持管理業務に関する事項

第50条（本施設の維持管理業務）

事業者は、維持管理期間中、契約関係書類、基本業務計画書及び第51条に定める年度業務計画書に従い、自己の費用及び責任で、本施設をその初期の機能及び性能等が常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が本施設を安全かつ快適に利用できるような品質・水準等を保持することを目的として、本施設の維持管理業務を行わなければならない。

2 事業者は、契約関係書類に基づき、市と協議し、市の承諾を得た上で、事業者による本施設の維持管理業務の仕様を定める基本業務計画書を、維持管理業務の開始の45日前までに市に提出し、承諾を得なければならない。事業者は、市と協議し、市の承諾を得た上で基本業務計画書の内容を変更することができるものとする。

3 事業者は、維持管理期間中、本施設及びその設備、機器等の全てが契約関係書類に定める水準で維持管理され、維持管理期間中、契約関係書類に定める水準の性能及び能力が発揮されることを保証するものとする。維持管理期間中、本施設又はその設備、機器等が契約関係書類に定める水準で維持管理されておらず、また、維持管理期間中、契約関係書類に定める水準の性能若しくは能力が発揮されていないことが判明した場合には、本契約に別段の定めがある場合を除き、契約関係書類に基づき、事業者の費用と責任において速やかに補修、改造又は交換されるものとする。

第51条（維持管理の年度業務計画書）

事業者は、契約関係書類及び基本業務計画書に従い、翌事業年度の事業者による維持管理業務について、業務実施体制（維持管理業務に従事する者の名簿を含む。以下同じ。）、業務実施工程等の維持管理業務の実施のために必要な事項を記載した「年度業務計画書」を、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日（最初の業務実施年度に係る年

度業務計画書については維持管理業務の開始の30日前)までに市に提出し、確認を得なければならない。

2 事業者は、業務実施体制に変更があった場合、その都度市に届出なければならない。

3 市は、業務実施体制が不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対してその変更を求めることができることとし、事業者はこれに従うものとする。

第52条 (維持管理体制の整備)

市は、維持管理開始予定日の前日までに事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。市は、当該確認の結果、事業者により維持管理業務仕様書及び年度業務計画書に従った業務実施体制が整備されていないと認められる場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとする。

第53条 (費用負担)

維持管理業務に伴う資機材及び消耗品等は、契約関係書類に別段の定めがない限り、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。

2 維持管理業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、契約関係書類に別段の定めがない限り、市の負担とする。

第54条 (維持管理業務開始の遅延)

市及び事業者は、維持管理業務の開始が、維持管理開始予定日より遅延した場合、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合

遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市が事業者に対して支払うこと。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

富山市契約規則第39条の規定により、維持管理期間の初年度のサービス購入費の年額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)による金額を日割り計算した遅延損害金を事業者が市に対して支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 法令変更による場合

別紙7において市の負担割合が100%とされている事由による場合は第1号を準用し、事業者の負担割合が100%とされている事由による場合は第2号を準用する。

(4) 不可抗力による場合

遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を市が事業者に対して支払うこと。

- 2 市が事業者に対し維持管理業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、第1項に規定する金額に限られ、別途維持管理業務のサービス購入費の支払いは行わないものとする。ただし施設整備業務のサービス購入費はこの限りではない。

第55条（本施設の修繕等）

事業者は、契約関係書類に基づき、市と協議し、市の承諾を得た上で、事業者による本施設の長期修繕計画及び修繕計画を、本施設の引渡予定日の1ヶ月前の日までに市に提出し、承諾を得なければならない。事業者は、市と協議し、市の承諾を得た上で長期修繕計画及び修繕計画の内容を変更することができるものとする。

- 2 事業者は、維持管理期間中、契約関係書類、長期修繕計画及び修繕計画に従い、本施設の修繕等を行うものとする。
- 3 事業者は、長期修繕計画及び修繕計画に記載のない修繕等を行う必要が生じた場合、市に対してその内容その他市が必要と認める事項を通知し、自己の費用及び責任において適切な方法で修繕等を行うものとする。
- 4 前3項の定めにかかわらず、修繕等が市の責めに帰すべき事由により必要となった場合については、当該修繕等にかかる合理的な費用は市が負担する。法令等の変更又は不可抗力による場合は、別紙7又は別紙8に従うものとする。

第56条（維持管理業務に係る業務報告書）

事業者は、契約関係書類に従って、維持管理期間中、毎月10日までに当該月の前月の業務に係る業務報告書（要求水準書等に定められた内容であることを要する。なお、第2項に規定する事故等が発生し、又は苦情、要望等があった場合の顛末(てんまつ)書を含む。以下「業務報告書（月報）」という。）を市に提出しなければならない。ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

- 2 事業者は、維持管理期間中、維持管理業務に関して緊急の対応が必要な事故、事件等のトラブルが発生した場合、又は利用者等からの苦情、要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した業務報告書（以下「業務報告書（日報）」という。）を市に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前2項の他、維持管理期間中、毎事業年度の維持管理業務に係る業務報告書（年報）を作成し、当該事業年度の直後の5月末日までに市に提出しなければならない。ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。
- 4 事業者は、維持管理期間の終了時までには本施設に係る建物劣化調査を実施して報告書を作成し、市に提出しなければならない。また、建物劣化調査の結果を踏まえ、長期修繕計画書（事業終了後45年間）を作成し、本市に提出しなければならない。
- 5 市は、維持管理期間中、別紙3に基づき、モニタリングを行う。市は、事業者に対して維持管理業務に関する説明を求めることができ、かつ、必要な場合にはその状況を確認することができるものとする。

第7章 サービス購入費の支払い

第57条（サービス購入費の支払い）

市は、事業者が契約関係書類に従い、業務を適正に履行したことを確認することを条件として、事業者が提供するサービスを市が購入する対価として、別紙5に従い、事業者に対してサービス購入費を支払うものとする。

2 市によるサービス購入費の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙5に定めるとおりとする。

第58条（サービス購入費の変更）

サービス購入費の改定方法は、別紙6のとおりとする。

第59条（サービス購入費の減額）

市は、維持管理業務に対するモニタリングの結果、事業者が提供するサービスにペナルティ対象事象が認められ、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされなかった場合には、別紙3に基づき、維持管理業務に係るサービス購入費を減額することができるものとする。

第60条（サービス購入費の返還）

市は、事業者から提出された業務報告書（月報）等又は市への支払請求書等に虚偽の記載があること又はモニタリングに際して事業者の行う説明の重要な点において真実との不一致があること（以下「不実等」という。）が判明した場合には、当該不実等がなければ市が本来支払う必要のない維持管理業務に係るサービス購入費の相当額について、サービス購入費の支払いを行わないものとする。

2 事業者は、第1項の不実等により受領した過払いのサービス購入費の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得たサービス購入費の相当額に、当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して市に返還しなければならない。

第8章 事業者の経営状況の報告等

第61条（事業者の経営状況に係る報告）

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査法人の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを市に提出し、市に監査報告を行わなければならない。

第62条（事業者の経営状況に対する市によるモニタリング）

市は、第61条の規定により提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合、事業者に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。

2 事業者は、第1項の規定により勧告がなされた場合、速やかに財務状況改善計画書を市に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

第9章 契約期間及び契約の終了

第63条（契約期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から令和20年（2038年）3月31日までとする。ただし、事業期間終了日経過時において未履行である市又は事業者の本契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を延長するものとする。

第64条（本契約終了時の取扱い）

事業者は、維持管理開始日以降に本契約が終了した場合、市がその後も継続して維持管理業務を行うことができるように、維持管理業務に係る必要事項を市に説明し、事業者が使用した維持管理業務に関する資料、申し送り事項その他の関係書類を市に提供する等、維持管理業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

2 市及び事業者は、事業期間終了日の3年前から本契約終了時の業務に引き継ぎに必要な協議を行うものとする。

第65条（事業者の責に帰すべき事由による本契約の終了）

市は、設計・建設期間中、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設引渡予定日までに本契約に従った本施設の引渡しがなされないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により、本施設の引渡予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事完了予定日までに本契約に従った本件工事（解体撤去）の完了により、当該本件工事（解体撤去）に係る事業用地及び解体撤去用地が市に引き渡されないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により解体撤去完了予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日までに維持管理業務を開始される見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により維持管理開始予定日が変更された場合は、この限りでない。

2 市は、維持管理期間中（解体撤去期間中）に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、解体撤去工事完了予定日までに本契約に従った本件工事（解体撤去）の完了により、当該本件工事（解体撤去）に係る事業用地及び解体撤去用地が市に引き渡されないとき又はその見込みがないことが明らかに

なったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により解体撤去完了予定日が変更された場合は、この限りでない。

- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日までに維持管理業務を開始できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により維持管理開始予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (3) 維持管理業務に対するモニタリングの結果、ペナルティ対象事象が認められ、別紙3に基づき、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

3 市は、維持管理期間中（解体撤去期間後）に、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させ、又は解除せずに事業者の契約上の地位を市が選定した第三者に移転させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理開始予定日までに維持管理業務を開始できないとき又はその見込みがないことが明らかになったとき。ただし、市及び事業者の書面による合意により維持管理開始予定日が変更された場合は、この限りでない。
- (2) 維持管理業務に対するモニタリングの結果、ペナルティ対象事象が認められ、別紙3に基づき、市から事業者に対して改善勧告がなされたにもかかわらず、改善のために相当な期間経過後も改善がなされず、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。

4 市は、前2項の規定にかかわらず事業期間中、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

- (1) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役等などでその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。
- (2) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (3) 事業者が故意又は過失により、業務報告書等（月報）及び随時業務報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本契約の履行が困難になったとき。
- (5) 事業者が本契約に違反し、市が相当の期間を定めて催告しても、その違反の状態が解消されないとき。
- (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の目的の達成が不可能であると認められたとき。
- (7) 次のいずれかに該当するとき。

ア. 事業者の役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（その後の改正を含め、以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められるとき。

- イ. 暴力団（暴対法第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が事業者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ. 事業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ. 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ. 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ. 事業者の役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
 - キ. 事業者が、請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、契約の相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 5 本契約が、前4項の規定により終了した場合は、市及び事業者は、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。
- (1) 当該解除が設計・建設期間になされた場合
- ア. 事業者は、市に対し、別紙5に記載される施設整備業務に係るサービス購入費（サービス購入費A、C-1、C-2及びDをいう。以下同じ。）から当該解除時点までに発生した施設整備業務に係るサービス購入費（既払分を含む。）及び割賦金利を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1の違約金を直ちに支払う。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
 - イ. 市は、施設整備業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設【及び本件工事（解体撤去）】の出来形部分について、検査したうえで市が相当と認める金額により買い取ることができる権利又は事業者が事業者の費用及び責任で本施設及び【本件工事（解体撤去）】の出来形部分を速やかに撤去させる権利のいずれかを行行使する。この場合において、これらの支払いは、当該価格の決定後一括にて行われることを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
 - ウ. 事業者は、本施設に設置された又はされる予定の事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解

除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(2) 当該解除が維持管理期間（解体撤去期間中）になされた場合

ア. 事業者は、市に対し、次の合計金額の違約金を直ちに支払う。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(ア) 別紙5に記載される施設整備業務に係るサービス購入費から当該解除時点までに発生した施設整備業務に係るサービス購入費（既払分を含む。）及び割賦金利を控除した額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1

(イ) 維持管理業務の当該事業年度のサービス購入費（サービス購入費Bをいう。以下同じ。）及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の12分の3に相当する金額

イ. 市は、施設整備業務のサービス購入費及び維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分について、検査したうえで市が相当と認める金額により買い取ることができる権利又は事業者が事業者の費用及び責任で本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分を速やかに撤去させる権利のいずれかを行行使する。この場合において、これらの支払いは、当該価格の決定後一括にて行われることを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ. 事業者は、本施設に設置された又はされる予定の事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(3) 当該解除が維持管理期間（解体撤去期間後）になされた場合

ア. 事業者は、市に対し、維持管理業務の当該事業年度のサービス購入費及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の12分の3に相当する金額の違約金を支払う。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

イ. 市は、維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払い、本施設をそのまま所有する。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ. 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

第66条（市の責に帰すべき事由による本契約の終了）

事業者は、市がサービス購入費の支払義務その他の本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後180日以内に当該違反を是正しない場合、市に対し書面で通知することにより、本契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 市及び事業者は、第1項の規定により契約を終了した場合、本契約終了の時期の区分に応じて、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が設計・建設期間になされた場合

ア. 市は、施設整備業務に係るサービス購入費のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設【及び本件工事（解体撤去）】の出来形部分がある場合は、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設【及び本件工事（解体撤去）】の出来形部分を買取る。この場合において、これらの支払は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ. 市は、アに規定する支払のほか、当該支払によっては填補（てんぼ）されない市の不履行と相当な因果関係の範囲にある事業者の被った損害が存する場合においては、かかる損害から保険により填補（てんぼ）されるべき金額を控除した合理的な金額を事業者と協議の上、事業者に支払う。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

ウ. 事業者は、本施設に設置された又はされる予定の事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買い取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(2) 当該解除が維持管理期間（解体撤去期間中）になされた場合

- ア. 市は、施設整備業務のサービス購入費及び維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分がある場合は、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分を買取る。この場合において、これらの支払いは、当該価格の決定後一括にて行われることを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ. 市は、アに規定する支払のほか、当該支払によっては填補（てんぼ）されない市の不履行と相当な因果関係の範囲にある事業者の被った損害が存する場合においては、かかる損害から保険により填補（てんぼ）されるべき金額を控除した合理的な金額を事業者と協議の上、事業者に支払う。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- ウ. 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(3) 当該解除が維持管理期間（解体工事期間後）になされた場合

- ア. 市は、維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ. 市は、アに規定する支払のほか、当該支払によっては填補（てんぼ）されない市の不履行と相当な因果関係の範囲にある事業者の被った損害が存する場合においては、かかる損害から保険により填補（てんぼ）されるべき金額を控除した合理的な金額を事業者と協議の上、事業者に支払う。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- ウ. 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕

が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

第67条（公益上の事由による契約終了）

市は、本事業の実施の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 市及び事業者は、本契約が、第1項の規定により終了した場合、第66条第2項を準用して適切に処理するものとする。

第68条（法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了）

法令等の変更又は不可抗力その他の市及び事業者のいずれの責めに帰すことができない事由により、本事業の実施の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本事業の実施に過大な費用を要すると認められる場合で市及び事業者との間の協議が整わないときは、市は、本契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 第1項の規定により本契約の全部が終了する場合には、市及び事業者は、次の各号に掲げる本契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 当該解除が設計・建設期間になされた場合

ア. 市は、施設整備業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分がある場合は、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分を買取る。この場合において、これらの支払いは、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

イ. 事業者は、本施設に設置された又はされる予定の事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(2) 当該解除が維持管理期間（解体撤去期間中）になされた場合

- ア. 市は、施設整備業務のサービス購入費及び維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち事業者に未払の金額相当額を支払う。さらに、市は、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分がある場合は、出来形部分を検査の上、市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額で、本施設及び本件工事（解体撤去）の出来形部分を買取る。この場合において、これらの支払いは、当該価格の決定後一括にて行われることを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ. 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去する。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担する。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- (3) 当該解除が維持管理期間（解体撤去期間後）になされた場合
- ア. 市は、維持管理業務のサービス購入費に相当する金額のうち、本契約の解除までに発生する割賦金利相当額を含む事業者に未払の金額相当額を支払う。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払に関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- イ. 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する什器備品及び機器等について、市が検査したうえで市が相当と認める金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額にて買取るものを除き、自己の費用及び責任で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる什器備品及び機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。また、この場合において、買取代金は、当該価格の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

第10章 法令変更及び不可抗力

第69条（法令変更に係る通知の付与）

事業者は、法令等の変更により、次の各号のいずれかに該当し、又は、該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

- (1) 契約関係書類に従って本事業を実施できなくなった場合

(2) 契約関係書類に従って本事業を実施するために過分の費用を要すると認められる場合

2 市及び事業者は、第1項に規定する通知がなされた時点以降、本契約に基づく自己の義務が適用される法令等に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

第70条（法令変更に係る協議及び追加費用の負担）

市は、事業者から第69条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに、調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約、要求水準書等及び設計図書等の変更並びに必要な追加費用の負担について、事業者と協議するものとする。

2 第1項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令等の施行の日から30日以内に本契約等の変更及び必要な追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、市は、その対応方法を決定し、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 第2項により市が決定した対応方法による追加費用については、別紙7に定めるところにより市又は事業者が負担することとする。

第71条（不可抗力に係る通知の付与）

事業者は、不可抗力により、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

(1) 契約関係書類に従って本事業を実施できなくなった場合

(2) 契約関係書類に従って本事業を実施するために過分の費用を要すると認められる場合

2 市及び事業者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

第72条（不可抗力に係る協議及び追加費用の負担）

市は、事業者から第71条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかに本契約、要求水準書等及び設計図書等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等の負担（以下「対応策等」という。）について、事業者と協議するものとする。

2 第1項の協議にかかわらず、協議を開始した日から14日以内に対応策等についての合意が成立しない場合には、市は、対応策等を決定して事業者に通知するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 第2項により市が決定した対応策等の費用負担については、別紙8に定めるところにより市又は事業者が負担するものとする。

第73条（不可抗力への対応）

市及び事業者は協力して、第72条第1項又は第2項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本事業への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第11章 関係者協議会

第74条（関係者協議会の設置）

市及び事業者は、本事業に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。

- 2 市及び事業者は、本契約の締結後、速やかに、関係者協議会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。
- 3 市は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。
- 4 事業者は、必要があると判断したときは、市に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

第75条（関係者協議会の構成員）

関係者協議会は、市及び事業者の代表者により構成されるものとする。ただし、市及び事業者は、関係者協議会における協議により、構成員を変更することができるものとする。

- 2 市及び事業者は、必要に応じて職員、役員、従業員及びその他の者を関係者協議会に出席させることができるものとする。
- 3 市及び事業者が必要と判断した場合には、関係者協議会の構成員は、各自が第三者を関係者協議会に招致し、関係者協議会の意思決定に際して、その第三者の意見を聴取することができるものとする。

第12章 その他

第76条（市の予算措置）

本契約により市が負担すべき損害、損失、経費及び費用その他の一切の金銭（第57条に基づくサービス購入費の支払いを除く。）の支払時期及び支払方法は、当該費用等の金額の確定後に予算措置等必要な手続を経ることを前提として、市及び事業者の協議により決定するものとする。

第77条（公租公課の負担）

本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、市は、本契約の定めに従いサービス購入費を支払うほか、本契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第78条（事業者の兼業禁止）

事業者は、本契約及び募集要項等に規定された業務以外の業務を行ってはならない。

第79条（契約上の地位の譲渡等）

事業者は、事前に市の書面による承諾がある場合を除き、本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。

第80条（株式の処分の制限）

事業者は、事前の市の書面による承諾がある場合を除き、事業者の株式の譲渡を承認してはならず、かつ、事業者の株主をして当該株式を第三者に譲渡させてはならない。さらに、事業者は事前の市の書面による承諾がある場合を除き、本契約締結日現在の事業者の株主以外の者に対して新株、新株予約権、新株予約権付社債その他事業者の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行ってはならず、かつ、事業者の新株引受権を当該株主以外の者に対して与えてはならない。

第81条（担保権の設定）

事業者は、事前の市の書面による承諾がある場合を除き、事業者の所有する建築設備、機器等を譲渡し、又はこれに担保権を設定してはならない。

第82条（要求水準書の変更）

市は、設計変更及び不可抗力によって要求水準書等の内容の変更が必要となった場合のほか、次の各号所定の事由が生じた場合、第2項に定める手続に従って、要求水準書等の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書等の変更は、次の各号の定めにより行われるものとする。

- (1) 市は、前各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書等の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、第(2)号所定の意見書を期限内に受領しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書等の変更を確定する。
- (5) 本契約に基づく事業者への支払金額を含め本契約の変更が必要となるときは、市は、必要な変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

第83条（秘密保持）

市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本事業の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、本契約の履行以外の目

的に使用してはならない。ただし、市及び事業者が認めた場合、又は市若しくは事業者が、法令等若しくは監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

第84条（個人情報の取扱）

事業者は、本契約による業務を行うための個人情報の取扱は、個人情報保護法、富山市個人情報保護条例（平成17年4月1日富山市条例31号）を遵守しなければならない。

第85条（著作権の利用等）

事業者は、市に対し、本施設の維持管理、広報等に必要な範囲において、成果物（設計図書等、完成図書その他の事業者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書面、写真、映像等をいう。本条において同じ。）を市が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行うこと又は市の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正を行わせることを許諾する。

2 事業者は、市に対し、本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現するために、本施設の撮影等を許諾する。

3 事業者は、市に対し、成果物又は本施設の内容を自由に公表することを許諾する。

4 事業者は、次の各号に定める行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

5 事業者は、第1項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使せず、かつ、役員等に行使させないものとする。

6 事業者は、成果物又は本施設に係る著作権法第2章及び第3章に規定する事業者の権利を譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

7 事業者は、本契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。第8項において同じ。）を侵害するものでないことを、市に対して保証する。

8 成果物又は本施設が第三者の有する知的財産権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

9 本条の規定は、本契約の終了後もなお効力を有するものとする。

第86条（管轄裁判所）

本契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第87条（疑義の決定）

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、市及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

第 88 条（準拠法等）

本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈される。

- 2 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、命令、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、市及び事業者は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、事業期間中に変更した場合、直ちに相手方に通知するものとする。
- 3 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 6 本契約書上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。
- 7 本契約の定めるところにより事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することも含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するところによるものとする。
- 8 本契約の定める指定日又は期間満了日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日を当該指定日又は期間満了日とする。ただし、事業期間及び維持管理期間の各満了日についてはこの限りではない。

（以下、余白）

別紙 1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

【事業全体に関する用語】

- (1) 「本事業」とは、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、特定事業として選定した、大山地域公共施設複合化事業をいい、統括管理業務、設計業務、既存施設解体撤去業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品等調達・設置業務及び維持管理業務により構成される。
- (2) 「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則，若しくは通達・行政指導・ガイドライン 又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。

【体制に関する用語】

- (3) 「事業者」とは、●●【締結時に SPC 名を挿入】をいう。
- (4) 「構成員」とは、事業者に対して出資する者であり、事業者が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。
- (5) 「協力企業」とは、事業者に対して出資を行わない者であり、事業者が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者をいう。
- (6) 「統括管理企業」とは、●●【締結時に統括管理企業名を挿入】をいう。
- (7) 「設計企業」とは、●●【締結時に設計企業名を挿入】をいう。
- (8) 「建設企業」とは、●●【締結時に建設企業名を挿入】をいう。
- (9) 「工事監理企業」とは、●●【締結時に工事監理企業名を挿入】をいう。
- (10) 「什器・備品等調達・設置企業」とは、●●【締結時に什器・備品等調達・設置企業名を挿入】をいう。
- (11) 「維持管理企業」とは、●●【締結時に維持管理企業名を挿入】をいう。
- (12) 「解体企業」とは、●●【締結時に解体企業名を挿入】をいう。

【施設に関する用語】

- (13) 「本施設」とは、要求水準書等において規定された（仮称）大山行政サービスセンターをいう。
- (14) 「既存施設」とは、大山行政サービスセンター、大山地域市民センター、大山情報公開センター、旧大山文化会館、大山図書館及び大山堅穴住居跡展示館を個別に又は総称していう。²

【敷地に関する用語】

- (15) 「事業用地」とは、別紙 2 に記載された事業用地をいう。

² 大山堅穴住居跡展示館を本施設引渡日より以前に解体を完了させる提案の場合、既存施設の定義を既存施設①と既存施設②に分けて定義する予定です。

(16)「本件工事（解体撤去）に係る事業用地」とは、事業用地のうち、本件工事（解体撤去）に必要な土地をいい、市と事業者が事業者提案に従い別途合意した土地をいう。

(17)「本件工事（施設整備）に係る事業用地」とは、事業用地のうち、本件工事（解体撤去）に係る事業用地以外の土地をいう。

(18)「解体撤去用地」とは、別紙2に記載された解体撤去用地をいう。

【業務に関する用語】

(19)「統括管理業務」とは、要求水準書等に規定された統括管理業務をいう。

(20)「設計業務」とは、要求水準書等に規定された本施設における設計業務（事前調査業務を含む。）をいう。

(21)「既存施設解体撤去業務」とは、要求水準書等に規定された既存施設解体撤去業務（事前調査業務を含む。）をいう。

(22)「建設業務」とは、要求水準書等に規定された本施設における建設業務（事前調査業務を含む。）をいう。

(23)「工事監理業務」とは、要求水準書等に規定された本件工事（施設整備）に係る工事監理業務をいう。

(24)「什器・備品等調達・設置業務」とは、要求水準書等に規定された本施設における什器・備品等調達・設置業務をいう。

(25)「維持管理業務」とは、要求水準書等に規定された本施設における維持管理業務をいう。

(26)「施設整備業務」とは、設計業務、既存施設解体撤去業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品等調達・設置業務及び当該業務に係る統括管理業務をいう。

(27)「個別業務」とは、統括管理業務、設計業務、既存施設解体撤去業務、建設業務、工事監理業務、什器・備品等調達・設置業務及び維持管理業務を個別に又は総称していう。

(28)「事前調査業務」とは、設計業務、既存施設解体撤去業務及び建設業務の一部として要求水準書等に規定された事前調査業務を個別に又は総称していう。

【工事等に関する用語】

(29)「本件工事」とは、本件工事（解体撤去）及び本件工事（施設整備）を個別に又は総称していう。

(30)「本件工事（解体撤去）」とは、既存施設解体撤去業務に係る設計図書に従った解体撤去業務に係る工事を個別に又は総称していう。³

(31)「本件工事（施設整備）」とは、建設業務に係る設計図書等に従った本施設の建設、外構等の整備、機器、器具及び什器、備品の設置その他の施設整備業務に係る工事を個別に又は総称していう。

【期間等に関する用語】

³ 大山堅穴住居跡展示館を本施設引渡日より以前に解体を完了させる提案の場合、本件工事（解体撤去）の定義を本件工事（解体撤去①）と本件工事（解体撤去②）分けて定義する予定です。

- (32)「本契約締結日」とは、本契約の締結について富山市議会の議決を得た日をいう。
- (33)「事業期間」とは、本契約の締結の日から令和 20 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- (34)「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。ただし、初年度は、本契約締結日又は市と事業者が別途合意により定めた日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。
- (35)「施設整備期間」とは、本契約締結日から解体撤去工事完了日までの期間をいう。
- (36)「設計・建設期間」とは、本契約締結日から本施設引渡日までの期間をいう。
- (37)「維持管理期間（解体撤去期間中）」とは、本施設引渡日からの翌日から解体撤去工事完了日までの期間をいう。
- (38)「維持管理期間（解体撤去期間後）」とは、解体撤去工事完了日の翌日から事業期間の終了日までの期間をいう。
- (39)「本施設引渡日」とは、本契約の定めるところに従って本施設が事業者から市に引き渡された日をいう。
- (40)「本施設引渡予定日」とは、令和 5 年 2 月 28 日をいう。
- (41)「解体撤去工事完了日」とは、本契約の定めるところに従って既存施設①及び既存施設②に係る本件工事（解体撤去）の完了により、当該本件工事（解体撤去）に係る事業用地及び解体撤去用地が市に引き渡された日をいう。
- (42)「解体撤去工事完了予定日」とは、令和●年●月●日をいう。
- (43)「什器備品引渡日」とは、本契約の定めるところに従って什器備品が事業者から市に引き渡された日をいう。
- (44)「維持管理開始日」とは、本契約の定めるところに従って維持管理業務が開始された日をいう。
- (45)「維持管理開始予定日」とは、維持管理業務の開始を予定する日であって、令和 5 年 3 月 1 日をいう。
- (46)「維持管理期間」とは、本施設引渡日の翌日から事業期間の終了日までの期間をいう。
- (47)「工期」とは、本件工事（解体撤去）及び本件工事（施設整備）に係る各期間を個別に又は総称していう。
- (48)「工事着手日」とは、事業者が本事業の本件工事に着手する日をいう。

【書類等に関する用語】

- (49)「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項、要求水準書等、優先交渉権者選定基準、作成要領、様式集及びこれらの公表後に当該資料に対して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (50)「要求水準書等」とは、本事業に係る要求水準書、添付資料（その後の修正を含む。）をいう。
- (51)「事業契約書等」とは、大山地域公共施設複合化事業仮契約書、本契約書並びに本契約の締結以降に、本事業に関し、市及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (52)「契約関係書類」とは、事業契約書等、募集要項等、事業者提案及び設計図書等をいう。

- (53)「事業者提案」とは、事業者が、市に提出した提案審査に関する提出書類、提案書類及び交渉時に提出された提案図書による提案をいう。
- (54)「施工計画書」とは、事業者が作成予定の本件工事に係る施工手順及び施工方法を記載した書類をいう。
- (55)「設計図書等」とは、事業者が作成する施設整備業務に係る設計の成果品として、要求水準書等において定める一切の書類（基本設計に係る書類及び実施設計に係る書類を含む。）をいう。
- (56)「完成図書」とは、事業者が作成する本件工事の完成に係る書類として、要求水準書等において定める一切の書類をいう。

【サービス購入費等に関する用語】

- (57)「サービス購入費」とは、本契約に基づく事業者の債務の履行に対し、別紙5に従って市が事業者に対して支払う金銭又はその金額をいう。

【その他の用語】

- (58)「不可抗力」とは、天災（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、落雷等）や戦争、テロ、感染症の流行等自然的又は人為的な現象のうち、通常の見可能な範囲外のもの（事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

別紙 2 事業用地及び解体撤去区域の概要

1. 事業用地

項目	概要
事業予定地	富山市上滝字南割 529-1,549-3,552,553,554-1,555,556,557,558-1,559,560-1,561,563,564-1,564-2,565,567,568,568-1,569,570,571,572,573-1,574,575,576-1,576-2,573-2,577-2,577-3,577-4,中滝字清水田割 330,326,327,328-1,329,339-1,上滝道路水路 A,上滝道路水路 B,中滝道路水路
敷地面積	13,470.97 m ²
区域区分	指定なし
用途地域	第一種住居地域、第一種中層住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	指定なし
高度地区	第一種高度地区 (20m)
土地の所有者	富山市・民有地

2. 解体撤去用地

項目	概要
事業予定地	富山市上滝字南割 508,523-1,523-2,523-5,523-6,523-7,524,525,526,527-1,527-2,524 番地先東側道路,523-1 番地先西側水路, 523-1 番地先北側水路
敷地面積	4,531.63 m ²
区域区分	指定なし
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火・準防火地域	指定なし
高度地区	第一種高度地区 (20m)
土地の所有者	富山市・民有地



【事業用地及び解体撤去用地】

別紙3 維持管理期間におけるモニタリング及びペナルティの考え方

(第56条、第59条、第60条、第65条関係)

1. モニタリングの基本的考え方

(1) モニタリングの概要

市は、市が支払うサービス購入費に対して事業者が実施する業務が適切に遂行されているか確認することを目的として、モニタリングを行う。

モニタリングは、「定期モニタリング」と「随時モニタリング」の2つを行う。

①. 定期モニタリング：

事業者より提出される業務報告書（月報）等に基づき行われるモニタリング

②. 随時モニタリング：

ペナルティ対象事象（雨漏り等）が発生した都度行われるモニタリング

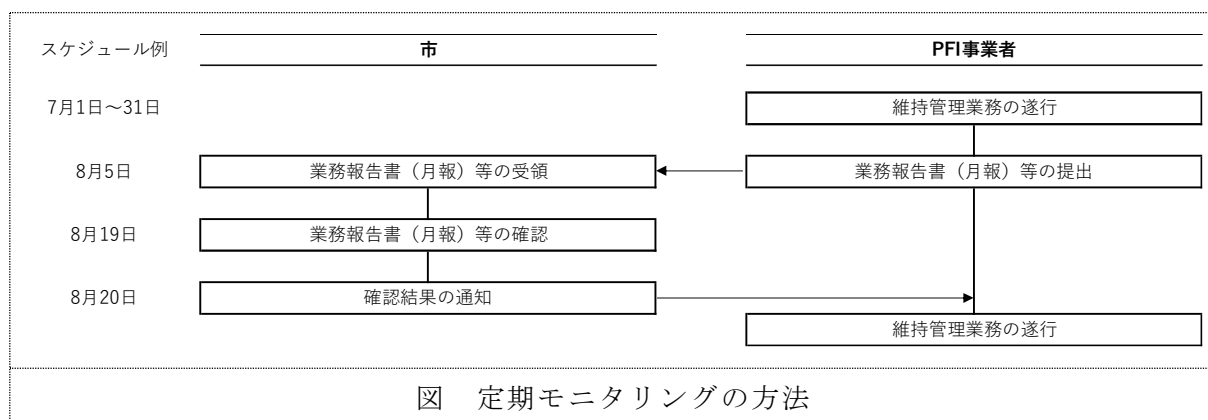
モニタリングは、サービス購入費の減額を目的とするものではなく、市と事業者との対話を通じて、本施設の状態を、利用者が安全で快適に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものである。なお、事業者は、市の行うモニタリングとは別途、事業者提案に基づきセルフモニタリングを行うものとする。

(2) モニタリングの項目（第56条関係）

市は、維持管理期間において、事業者の実施業務に対して、事業者提案及び本契約に基づき適切に行われているか、要求水準を満たしているかをモニタリングする。

(3) モニタリングの方法

市は、事業者から提出された定期的な報告、又は維持管理業務を行うなかで業務報告書（月報）、業務報告書（年報）及び随時業務報告書により、維持管理業務が適切に行われているか確認する。さらに、業務報告書（月報）、業務報告書（年報）及び随時業務報告書記載事項の事実の確認を行う。



2. ペナルティの基本的考え方

市は、維持管理業務期間において、事業者が実施する業務に支障があると判断した場合には、一定の経過措置を経た後、事業者へ支払うサービス購入費のうち、該当する業務に相当する金額をサービス購入費から減額する。

(1) ペナルティ対象事象及び減額ポイント

ペナルティ対象事象及び減額ポイントの値は、次のとおりである。後述する改善予定完了日より減額ポイントは発生し、改善予定完了日からの超過日数に乗じて算出する。支払対象期間内に同じ原因でペナルティ対象事象が発生した場合（同一支払時期内での再発の場合）、加算するポイントは、減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。

事象	該当する内容	減額ポイント
重大な事象	<ul style="list-style-type: none">業務の未実施業務を適切に実施しなかったために、重大な事故や施設の損傷等が発生した場合周辺環境に重大な影響を及ぼしている場合不法行為市への虚偽報告 等	20 ポイント
それ以外の事象	<ul style="list-style-type: none">業務の不備業務報告の不備関係者への連絡の不備 等	5 ポイント

■減額ポイントの計算方法

(減額ポイント)

$$= (\text{改善予定完了日からの超過日数}) \times (\text{対象事象の減額ポイント})$$

(2) ペナルティに至るまでの経過措置とペナルティによるサービス購入費の減額

モニタリングにより、ペナルティ対象の事象が判明した際に、市は、事業者に対して改善勧告を行う。事業者は、市と協議の上、事実確認に基づき改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。決定した改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、維持管理業務に係るサービス購入費（サービス購入費B）の減額に至るものとする。

また、改善完了予定日後、一週間改善されない場合は、市は、事業者に対して第二回改善勧告を行う。事業者は、市と協議の上、事実確認に基づき、再度改善計画書を提出し、改善措置を講ずるものとする。市と事業者との協議の上、決定した第二回改善完了予定日を経過したにもかかわらず改善されない場合には、引き続き、サービス購入費（サービス購入費B）の減額を行う。

なお、第二回改善完了予定日後、改善されない場合は、契約を解除することができる。詳細は、「[図 モニタリング及びペナルティの考え方](#)」に記載する。

(3) 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングにより事業者の業務について、改善勧告を行ったにもかかわらず、ペナルティ対象事象が改善されていないと市が判断した場合、減額ポイントを加算し、次のとおりサービス購入費Bの支払額へ反映するものとする。

- 1) モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、市は毎月、減額ポイントを「対象となる業務」ごとに加算し、事業者に通知する。
- 2) 支払対象期間内に加算された減額ポイントの累積数を計算し、下表に従い減額割合を算出する。減額ポイントの累積は、「対象となる業務」のすべてを計上する。

累積減額ポイント	減額率の方法	減額割合
20 ポイント未満	0%	0%
20 ポイント以上 60 ポイント未満	1 ポイントを超えるごとに 0.5%減額 (20 ポイントで 0.5%)	0.5%～20%
60 ポイント以上 99 ポイント未満	1 ポイントを超えるごとに 1.0%減額 (60 ポイントで 21%)	21%～60%
99 ポイント以上	—	60%

- 3) 次式によりサービス購入費Bの減額金額を算定し、減額後の支払額を事業者に通知する。

(減額金額)

$$= (\text{減額対象となる業務の支払対象期間内のサービス購入費B}) \times (\text{減額割合})$$

- 4) 減額ポイントによる減額金額は支払対象期間ごとに算定する。
- 5) 事業者は、必要に応じ、減額の対象となった業務について市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には申立てを行うことができるものとする。

(4) サービス購入費の返還

サービス購入費支払後に、第60条第1項に定める不実等が判明した場合、事業者は、当該不実等がなければ減額し得たサービス購入費に相当する額を市に返還しなければならない。この場合、当該減額し得たサービス購入費の相当額に、当該不実等が行われた日から、市に返還する日までの日数につき、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付するものとする。

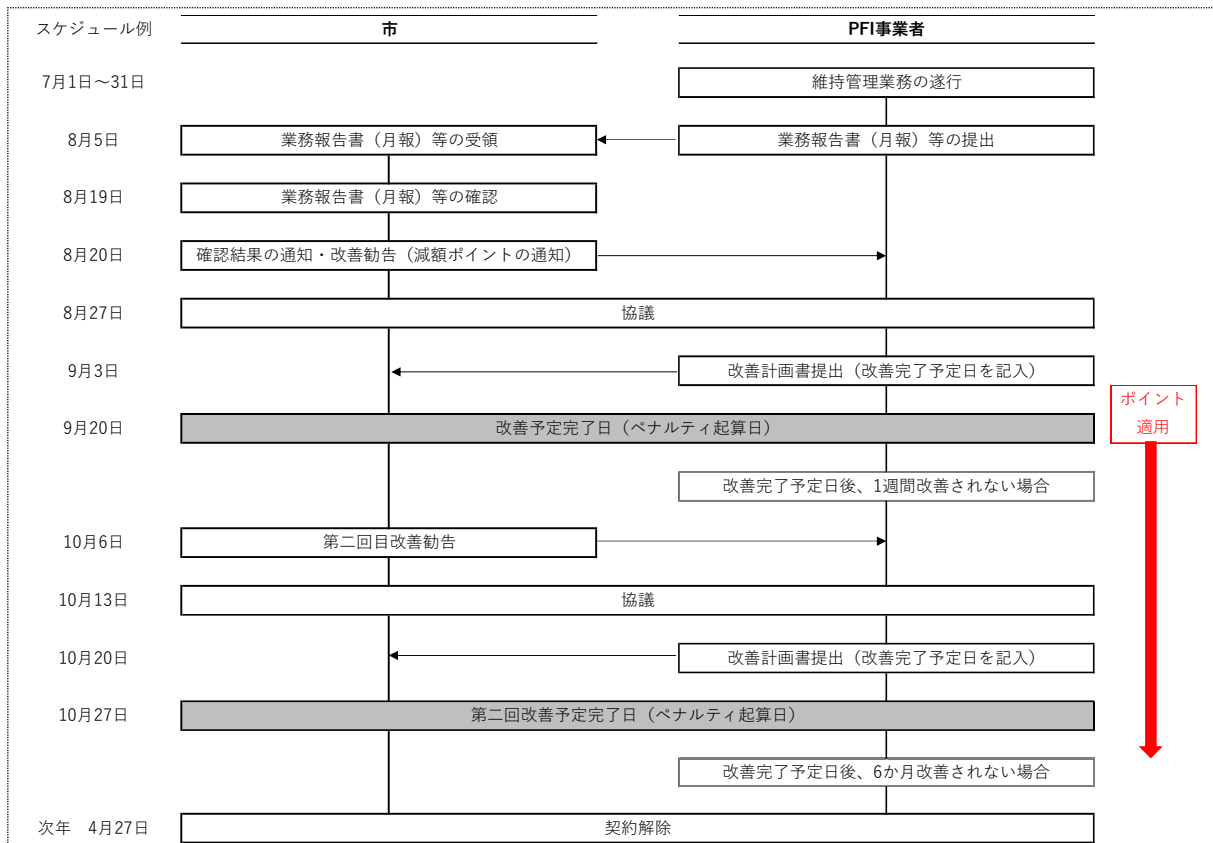


図 「定期モニタリング」及びペナルティの考え方

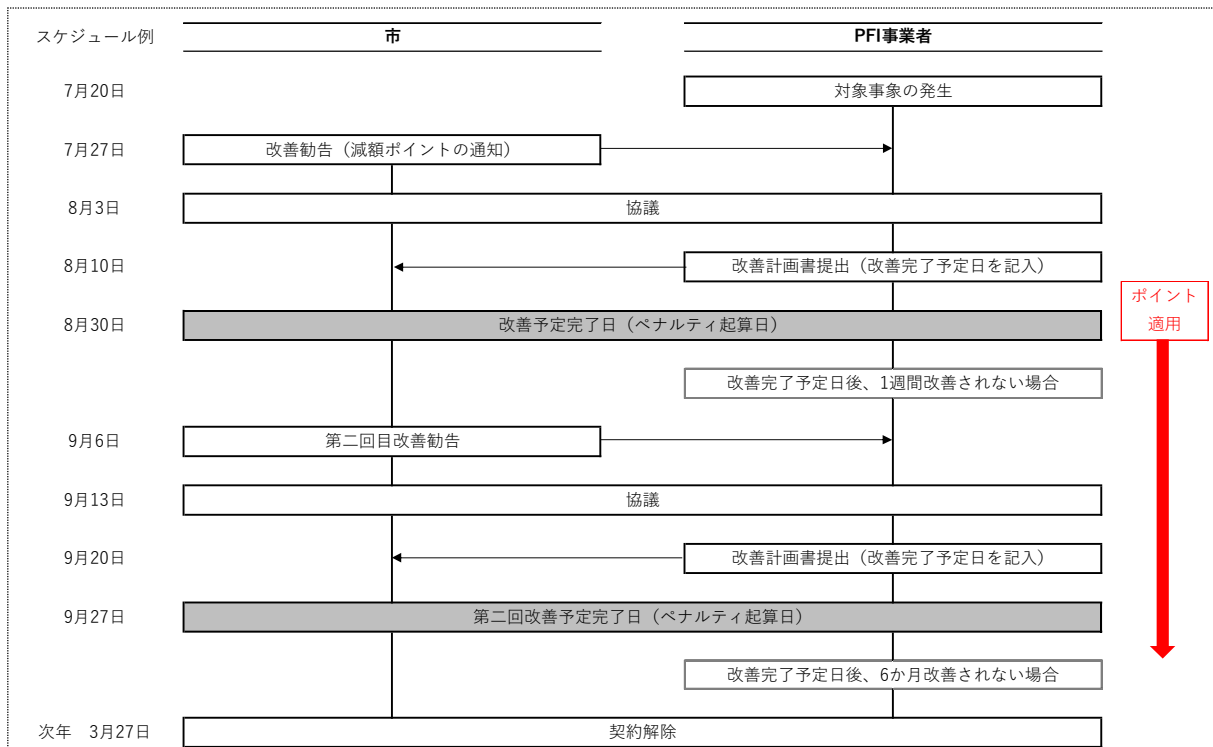


図 「随時モニタリング」及びペナルティの考え方

別紙 4 事業者が付保する保険（第 15 条関係）

事業者は、施設整備期間及び維持管理期間中、以下に記載する保険に加入する、又は本件工事（解体撤去工事を含む。）の個別業務受託者及び維持管理業務受託者に加入させなければならない。下記以外の保険に加入し又は加入させる場合については、事業者の提案により、市と協議の上、市が決定するものとする。

なお、市は、維持管理期間中、公益財団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入することを予定している。

保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
施設整備期間			
工事契約履行保証保険※	工事受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者 又は個別業務受託者	市、 事業者、個別業務受託者
請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等交差責任担保、管理財物担保工事区域に隣接の地上構造物に対する損害賠償責任を含む、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内 45 度内（崩壊角）も補償する「地盤崩壊危険担保特約付き」とすること	建設企業、什器・備品等調達・設置企業及び解体企業等	市、 事業者、 建設企業、 什器・備品等調達・設置企業、 解体企業等、 下請負人
建設工事保険（火災等）	工事目的物の損害を担保（戦争・テロ・放射能リスクは除く）	建設企業、什器・備品等調達・設置企業及び解体企業等	市、 事業者、 建設企業、 什器・備品等調達・設置企業、 解体企業等、 下請負人
維持管理期間			
維持管理業務業者賠償責任保険	施設の維持管理業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害及び訴訟費用等管理財物に対する賠償も担保	事業者 又は 維持管理企業	市、 事業者、 維持管理企業

※ 保険名称は一般的な名称であり、保険会社により異なる名称となることもある。

※ 第 12 条第 1 項（1）号～（3）号により対応した場合は不要

別紙 5 サービス購入費の支払方法
(第 1 2 条、第 5 7 条、第 6 6 条関係)

1. 基本的考え方

市は、定期的にモニタリングを行い、事業契約書等に定められたサービス水準が充足されていることを確認した上で、本事業に係るサービス購入費を、事業者に対して、一部業務の完了後又は施設の引渡し後、事業契約書等に基づく事業期間終了時まで支払う。

なお、市は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体のものとして、サービスに応じ一括又は事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

2. サービス購入費の構成

市が事業者を支払うサービス購入費の構成は、下表のとおりである。

支払対象	名称	概要
設計、建設及び 工事監理業務	サービス購入費 A	本施設の設計、建設、工事監理業務及び当該業務に係る統括管理業務を遂行する費用
維持管理業務	サービス購入費 B	本施設の維持管理業務及び当該業務に係る統括管理業務を遂行する対価
什器・備品等 調達・設置業務	サービス購入費 C-1	本施設への「什器・備品等調達・設置業務」に要する費用のうち、新規什器・備品等調達・設置業務を遂行する対価
	サービス購入費 C-2	本施設への「什器・備品等調達・設置業務」に要する費用のうち、既存什器・備品等引越業務を遂行する対価
既存施設 解体撤去業務	サービス購入費 D	既存施設の解体撤去業務を遂行する対価

3. サービス購入費の算定方法

サービス購入費は次のとおり算定する。なお、サービス購入費を改定、増額又は減額した場合にあっては、改定、増額又は減額した金額とする。なお、本施設の構成及びサービス購入費算定で使用する値（a、b）は、下表のとおりである。

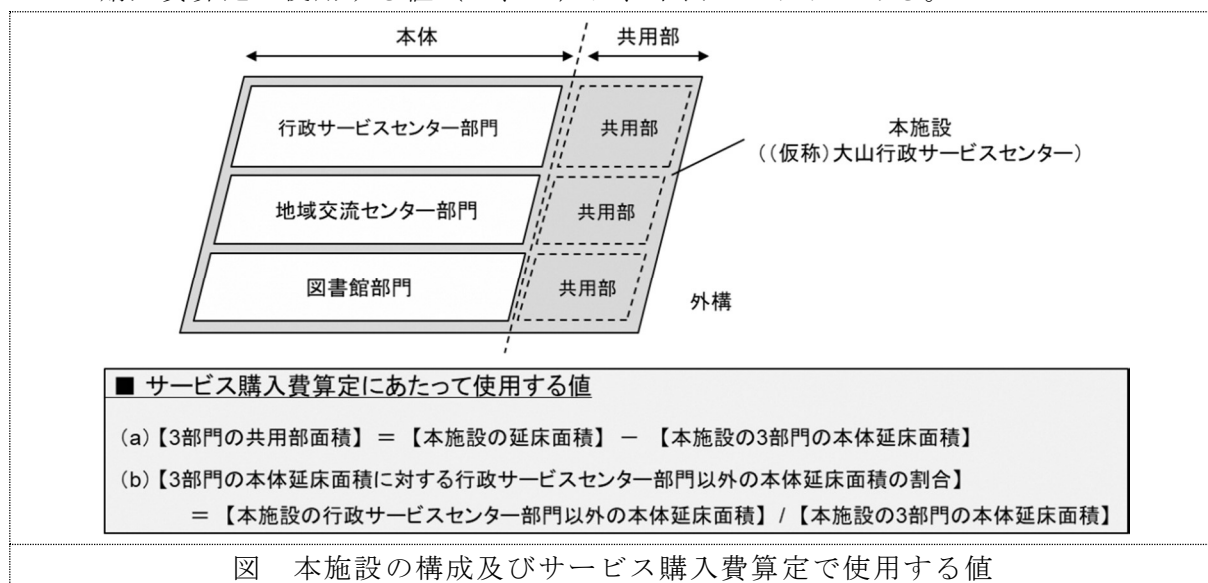


図 本施設の構成及びサービス購入費算定で使用する値

(1) サービス購入費 A

本施設の設計、建設、工事監理業務及び当該業務に係る統括管理業務を遂行する費用とする。サービス購入費 A は、1) 建設一時金及び 2) 割賦支払金により構成される。

分類	諸室	1) 建設一時金	2) 割賦支払金
本体	行政サービスセンター部門	0%	100%
	地域交流センター部門	100%	0%
	図書館部門	100%	0%
共用部	行政サービスセンター部門	0%	100%
	地域交流センター部門	100%	0%
	図書館部門	100%	0%
外構	行政サービスセンター部門	0%	100%
	地域交流センター部門	100%	0%
	図書館部門	100%	0%

1) 建設一時金

本施設の地域交流センター部門（共用部及び外構含む）並びに図書館部門（共用部及び外構含む）に関して、令和3年度は令和3年度の出来高（●%）を乗じた額とし、令和4年度は、残りの金額（100-●）%とする。

■ 計算方法

（地域交流センター及び図書館部門の共用部に係る費用） = （本施設全体に係る費用単価） × （a） × （b）

（地域交流センター及び図書館部門の外構部に係る費用） = （外構整備費） × （b）

2) 割賦支払金

本施設の設計費、工事監理費及び建設工事費の総額から建設一時金を差し引いた額を割賦元金とし、これに、「基準金利＋スプレッド（事業者の提案による金利）」により定められた割賦金利を加えた額を割賦支払いとする。

第1回目の支払い（令和5年3月）ではひと月分の利息を支払い、残りの15年間は元利均等償還方式で算出される割賦金利を加えた額を割賦支払いとする。

(2) サービス購入費B

本施設の維持管理業務及び当該業務に係る統括管理業務を遂行する費用とする。当該業務に要する電気、上水道、下水道、ガス、灯油の使用料は市が負担するものとし、サービス購入費Bには、事業者経費の必要な諸経費及び利益等を含むものとする。

(3) サービス購入費C-1

本施設への「什器・備品等調達・設置業務」に要する費用のうち、新規什器・備品等調達・設置業務を遂行する費用とする。この総額を割賦元金とし、これに、「基準金利＋スプレッド（事業者の提案による金利）」により定められた割賦金利を加えた額を割賦支払いとする。

第1回目の支払い（令和5年3月）ではひと月分の利息を支払い、残りの15年間は元利均等償還方式で算出される割賦金利を加えた額を割賦支払いとする。

(4) サービス購入費C-2

本施設への「什器・備品等調達・設置業務」に要する費用のうち、既存什器・備品等引越業務を遂行する費用とする。

(5) サービス購入費D

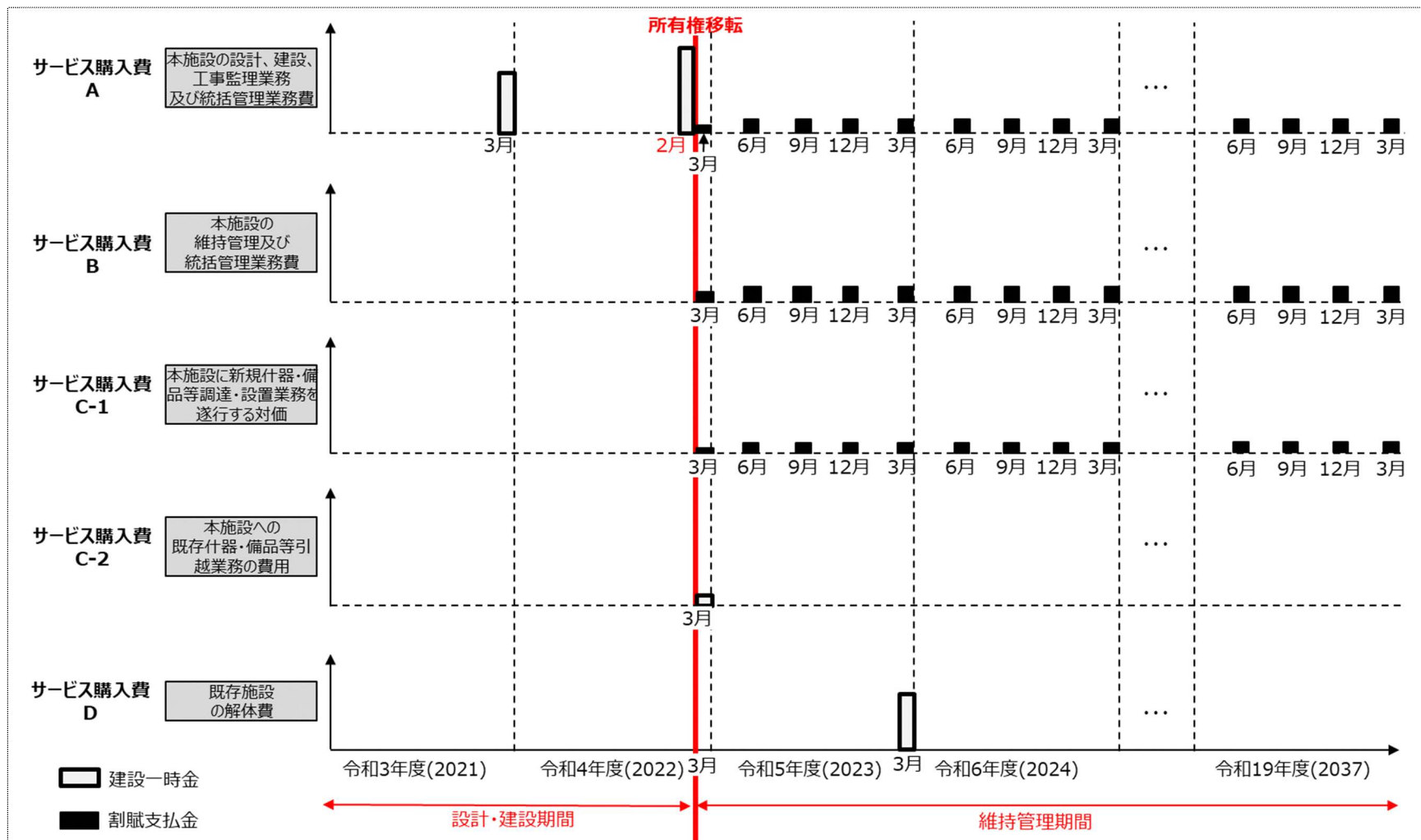
既存施設解体撤去業務を遂行する費用とする。

(6) 消費税等相当額

市は、各サービス購入費の支払いの都度、当該サービス購入費に係る消費税等相当額（消費税及び地方消費税）を支払うものとする。ただし、モニタリングの結果によりサービス購入費が減額された場合や、金利や物価の変動に伴いサービス購入費が増減した場合には、増減後のサービス購入費に応じた消費税等相当額を支払うものとする。なお、法令等の改正により消費税等の税率が変更された場合には、変更後の税率の適用日以降における消費税等相当額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令等に定める経過措置が適用される場合には、それに従うものとする。

4. 支払方法

サービス購入費 A～Dの支払方法（イメージ）は次のとおりであり、次節以降に各サービス購入費の支払方法の詳細をまとめる。



注：サービス購入費 D に関して大山堅穴住居跡展示館を令和 3～4 年度に解体撤去した場合は、当該費用を当該年度末に支払う。

（上図は、令和 5 年度に大山堅穴住居跡展示館を解体した場合）

(1) サービス購入費 A

1) 建設一時金

市は、事業契約書等の規定に従い、事業者から提出された出来高明細書に基づき設計、建設、工事監理及び当該業務に係る統括管理業務の中間確認を行い、令和3年度分を一括で支払う。残りの建設一時金について、市は、事業契約書等の規定に従い、本施設の建設業務が完了し、市から完成確認を受けた後に一括で支払う。

2) 割賦支払金

市は、事業契約書等の規定に従い、本施設の所有権移転完了日から維持管理期間終了まで、事業者に対してサービス購入費 A の割賦支払金を元利均等で支払う。サービス購入費 A の割賦支払金の月当たり額は、支払予定額を指定期間の月数で按分して求め、四半期分ごとに支払を行うが、令和4年度第4四半期については利息分のみを支払う（なお、第1四半期を4～6月、第2四半期を7～9月、第3四半期を10～12月、第4四半期を1～3月とする。以下同じ。）。

サービス購入費 A の割賦支払金の支払回数は、令和4年度（2022年度）第4四半期分を第1回とし、以降四半期（3か月）ごとに年4回、令和19年度（2037年度）第4四半期を最終回とした計61回とする。

(2) サービス購入費 B

市は、事業契約書等の規定に従い、維持管理期間にわたって、事業者に対してサービス購入費 B を支払う。サービス購入費 B の支払回数は、令和4年度（2022年度）第4四半期分を第1回（3月のひと月分のみ）とし、以降四半期（3か月）ごとに年4回、令和19年度（2037年度）第4四半期を最終回とした計61回とする。

(3) サービス購入費 C - 1

市は、事業契約書等の規定に従い、本施設の所有権移転完了日から維持管理期間終了まで、事業者に対してサービス購入費 C - 1 の割賦支払金を元利均等で支払う。サービス購入費 C - 1 の月当たり額は、支払予定額を指定期間の月数で按分して求め、四半期分ごとに支払うが、令和4年度第4四半期については3月のひと月分のみを支払う。

サービス購入費 C - 1 の割賦支払金の支払回数は、令和4年度（2022年度）第4四半期分を第1回とし、以降四半期（3か月）ごとに年4回、令和19年度（2037年度）第4四半期を最終回とした計61回とする。

(4) サービス購入費 C - 2

市は、事業契約書等の規定に従い、既存什器・備品等引越業務が完了し、市から完成確認を受けた後に、事業者に対してサービス購入費 C - 2 を一括で支払う。

(5) サービス購入費 D

市は、事業契約書等の規定に従い、既存施設解体撤去業務が完了し、市から完成確認を受けた後に、事業者に対してサービス購入費Dを当該年度に一括で支払う。⁴

⁴ すべての既存施設が本施設の引渡し後に解体されることを前提としている。大山竪穴住居跡展示館の解体がそれ以前に解体が完了する提案がある場合には、関連する規定を修正する予定である。

5. 支払手続

(1) サービス購入費 A

1) 建設一時金

事業者は、事業契約書等の規定に従い、市の中間確認又は完成確認を受け、市から中間確認合格通知書又は完成確認合格通知書を受領した日から7開庁日以内に、速やかに市に対してサービス購入費Aの建設一時金の請求書を提出する。市は、請求書を受領した日から30日（開庁日を含む。）以内に支払いを行う。

2) 割賦支払金

事業者は、事業契約書等の規定に従い市の確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領した日から7開庁日以内に、速やかに市に対してサービス購入費Aの割賦支払金（計61回分）の請求書を提出する。市は、各回の割賦支払金を請求予定日から30日（開庁日を含む。）以内に支払を行う。

(2) サービス購入費 B

事業者は、事業契約書等の規定に従い、市に対して毎月業務終了後5開庁日（ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以降で休日に当たらない最初の日）までに業務報告書（月報）を提出する。市は、業務報告書（月報）受領後10開庁日以内にモニタリングを実施し、その結果と減額ポイントを通知する。支払月に当たっては、減額ポイントを勘案した支払額を事業者に通知する。事業者は、市より支払額の通知を受けた後、速やかに市へ請求書を提出することとする。

なお、第1回の請求書の提出は、令和4年度（2022年度）第4四半期分（令和5年3月のひと月分）を、令和5年4月に提出することとし、第2回以降は、支払対象期間分の請求書を請求することとなる。市は、請求書を受領した日から30日（開庁日を含む。）以内に支払を行う。

(3) サービス購入費 C-1

事業者は、事業契約書等の規定に従い市の確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領した日から7開庁日以内に、速やかに市に対してサービス購入費C-1の割賦支払金（計61回分）請求書を提出する。市は、各回の割賦支払金を請求予定日から30日（開庁日を含む。）以内に支払を行う。

(4) サービス購入費 C-2

事業者は、事業契約書等の規定に従い市の確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領した日から7開庁日以内に、速やかに市に対してサービス購入費C-2の請求書を提出する。市は、請求書を受領した日から30日（開庁日を含む。）以内に支払いを行う。

(5) サービス購入費 D

事業者は、事業契約書等の規定に従い、市の完成確認を受け、市から完成確認合格通知書を受領した日から7開庁日以内に、速やかに市に対してサービス購入費Dの請求書

を提出する。市は、請求書を受理した日から30日（閉庁日を含む。）以内に支払いを行う。

6. 支払金額及び支払スケジュール

サービス購入費の支払金額及びスケジュールについては、それぞれ下表に記載のとおりとする。

(1) サービス購入費 A

1) 建設一時金

回	請求予定年月日	金額	消費税及び地方消費税	合計
1	令和4年3月	●円	●円	●円
2	令和5年2月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

2) 割賦支払い

回	請求予定日	元本（売上原価）	割賦金利	元本に対する消費税及び地方消費税	合計
1	令和5年3月	—	●円	—	●円
2	令和5年6月	●円	●円	●円	●円
3	令和5年9月	●円	●円	●円	●円
4	令和5年12月	●円	●円	●円	●円
5	令和6年3月	●円	●円	●円	●円
6	令和6年6月	●円	●円	●円	●円
7	令和6年9月	●円	●円	●円	●円
8	令和6年12月	●円	●円	●円	●円
9	令和7年3月	●円	●円	●円	●円
10	令和7年6月	●円	●円	●円	●円
11	令和7年9月	●円	●円	●円	●円
12	令和7年12月	●円	●円	●円	●円
13	令和8年3月	●円	●円	●円	●円
14	令和8年6月	●円	●円	●円	●円
15	令和8年9月	●円	●円	●円	●円
16	令和8年12月	●円	●円	●円	●円
17	令和9年3月	●円	●円	●円	●円
18	令和9年6月	●円	●円	●円	●円
19	令和9年9月	●円	●円	●円	●円
20	令和9年12月	●円	●円	●円	●円
21	令和10年3月	●円	●円	●円	●円
22	令和10年6月	●円	●円	●円	●円
23	令和10年9月	●円	●円	●円	●円
24	令和10年12月	●円	●円	●円	●円
25	令和11年3月	●円	●円	●円	●円
26	令和11年6月	●円	●円	●円	●円

回	請求予定日	元本（売上原価）	割賦金利	元本に対する消費税及び地方消費税	合計
27	令和 11 年 9 月	●円	●円	●円	●円
28	令和 11 年 12 月	●円	●円	●円	●円
29	令和 12 年 3 月	●円	●円	●円	●円
30	令和 12 年 6 月	●円	●円	●円	●円
31	令和 12 年 9 月	●円	●円	●円	●円
32	令和 12 年 12 月	●円	●円	●円	●円
33	令和 13 年 3 月	●円	●円	●円	●円
34	令和 13 年 6 月	●円	●円	●円	●円
35	令和 13 年 9 月	●円	●円	●円	●円
36	令和 13 年 12 月	●円	●円	●円	●円
37	令和 14 年 3 月	●円	●円	●円	●円
38	令和 14 年 6 月	●円	●円	●円	●円
39	令和 14 年 9 月	●円	●円	●円	●円
40	令和 14 年 12 月	●円	●円	●円	●円
41	令和 15 年 3 月	●円	●円	●円	●円
42	令和 15 年 6 月	●円	●円	●円	●円
43	令和 15 年 9 月	●円	●円	●円	●円
44	令和 15 年 12 月	●円	●円	●円	●円
45	令和 16 年 3 月	●円	●円	●円	●円
46	令和 16 年 6 月	●円	●円	●円	●円
47	令和 16 年 9 月	●円	●円	●円	●円
48	令和 16 年 12 月	●円	●円	●円	●円
49	令和 17 年 3 月	●円	●円	●円	●円
50	令和 17 年 6 月	●円	●円	●円	●円
51	令和 17 年 9 月	●円	●円	●円	●円
52	令和 17 年 12 月	●円	●円	●円	●円
53	令和 18 年 3 月	●円	●円	●円	●円
54	令和 18 年 6 月	●円	●円	●円	●円
55	令和 18 年 9 月	●円	●円	●円	●円
56	令和 18 年 12 月	●円	●円	●円	●円
57	令和 19 年 3 月	●円	●円	●円	●円
58	令和 19 年 6 月	●円	●円	●円	●円
59	令和 19 年 9 月	●円	●円	●円	●円
60	令和 19 年 12 月	●円	●円	●円	●円
61	令和 20 年 3 月	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円

※ 1 回目（令和 5 年 3 月）の支払いは、割賦金利のみの予定。

※ 割賦金利は、元本（売上原価）に、これに対する消費税及び地方消費税を加算した金額に係る金利相当額。

(2) サービス購入費B

回	請求予定日	金額	消費税及び地方消費税	合計
1	令和5年3月	●円	●円	●円
2	令和5年6月	●円	●円	●円
3	令和5年9月	●円	●円	●円
4	令和5年12月	●円	●円	●円
5	令和6年3月	●円	●円	●円
6	令和6年6月	●円	●円	●円
7	令和6年9月	●円	●円	●円
8	令和6年12月	●円	●円	●円
9	令和7年3月	●円	●円	●円
10	令和7年6月	●円	●円	●円
11	令和7年9月	●円	●円	●円
12	令和7年12月	●円	●円	●円
13	令和8年3月	●円	●円	●円
14	令和8年6月	●円	●円	●円
15	令和8年9月	●円	●円	●円
16	令和8年12月	●円	●円	●円
17	令和9年3月	●円	●円	●円
18	令和9年6月	●円	●円	●円
19	令和9年9月	●円	●円	●円
20	令和9年12月	●円	●円	●円
21	令和10年3月	●円	●円	●円
22	令和10年6月	●円	●円	●円
23	令和10年9月	●円	●円	●円
24	令和10年12月	●円	●円	●円
25	令和11年3月	●円	●円	●円
26	令和11年6月	●円	●円	●円
27	令和11年9月	●円	●円	●円
28	令和11年12月	●円	●円	●円
29	令和12年3月	●円	●円	●円
30	令和12年6月	●円	●円	●円
31	令和12年9月	●円	●円	●円
32	令和12年12月	●円	●円	●円
33	令和13年3月	●円	●円	●円
34	令和13年6月	●円	●円	●円
35	令和13年9月	●円	●円	●円

回	請求予定日	金額	消費税及び地方消費税	合計
36	令和 13 年 12 月	●円	●円	●円
37	令和 14 年 3 月	●円	●円	●円
38	令和 14 年 6 月	●円	●円	●円
39	令和 14 年 9 月	●円	●円	●円
40	令和 14 年 12 月	●円	●円	●円
41	令和 15 年 3 月	●円	●円	●円
42	令和 15 年 6 月	●円	●円	●円
43	令和 15 年 9 月	●円	●円	●円
44	令和 15 年 12 月	●円	●円	●円
45	令和 16 年 3 月	●円	●円	●円
46	令和 16 年 6 月	●円	●円	●円
47	令和 16 年 9 月	●円	●円	●円
48	令和 16 年 12 月	●円	●円	●円
49	令和 17 年 3 月	●円	●円	●円
50	令和 17 年 6 月	●円	●円	●円
51	令和 17 年 9 月	●円	●円	●円
52	令和 17 年 12 月	●円	●円	●円
53	令和 18 年 3 月	●円	●円	●円
54	令和 18 年 6 月	●円	●円	●円
55	令和 18 年 9 月	●円	●円	●円
56	令和 18 年 12 月	●円	●円	●円
57	令和 19 年 3 月	●円	●円	●円
58	令和 19 年 6 月	●円	●円	●円
59	令和 19 年 9 月	●円	●円	●円
60	令和 19 年 12 月	●円	●円	●円
61	令和 20 年 3 月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

(3) サービス購入費 C-1

回	請求予定日	元本（売上原 価）	割賦金利	元本に対する消費税 及び地方消費税	合計
1	令和 5 年 3 月	—	●円	—	●円
2	令和 5 年 6 月	●円	●円	●円	●円
3	令和 5 年 9 月	●円	●円	●円	●円
4	令和 5 年 12 月	●円	●円	●円	●円
5	令和 6 年 3 月	●円	●円	●円	●円
6	令和 6 年 6 月	●円	●円	●円	●円
7	令和 6 年 9 月	●円	●円	●円	●円
8	令和 6 年 12 月	●円	●円	●円	●円

回	請求予定日	元本（売上原価）	割賦金利	元本に対する消費税及び地方消費税	合計
9	令和7年3月	●円	●円	●円	●円
10	令和7年6月	●円	●円	●円	●円
11	令和7年9月	●円	●円	●円	●円
12	令和7年12月	●円	●円	●円	●円
13	令和8年3月	●円	●円	●円	●円
14	令和8年6月	●円	●円	●円	●円
15	令和8年9月	●円	●円	●円	●円
16	令和8年12月	●円	●円	●円	●円
17	令和9年3月	●円	●円	●円	●円
18	令和9年6月	●円	●円	●円	●円
19	令和9年9月	●円	●円	●円	●円
20	令和9年12月	●円	●円	●円	●円
21	令和10年3月	●円	●円	●円	●円
22	令和10年6月	●円	●円	●円	●円
23	令和10年9月	●円	●円	●円	●円
24	令和10年12月	●円	●円	●円	●円
25	令和11年3月	●円	●円	●円	●円
26	令和11年6月	●円	●円	●円	●円
27	令和11年9月	●円	●円	●円	●円
28	令和11年12月	●円	●円	●円	●円
29	令和12年3月	●円	●円	●円	●円
30	令和12年6月	●円	●円	●円	●円
31	令和12年9月	●円	●円	●円	●円
32	令和12年12月	●円	●円	●円	●円
33	令和13年3月	●円	●円	●円	●円
34	令和13年6月	●円	●円	●円	●円
35	令和13年9月	●円	●円	●円	●円
36	令和13年12月	●円	●円	●円	●円
37	令和14年3月	●円	●円	●円	●円
38	令和14年6月	●円	●円	●円	●円
39	令和14年9月	●円	●円	●円	●円
40	令和14年12月	●円	●円	●円	●円
41	令和15年3月	●円	●円	●円	●円
42	令和15年6月	●円	●円	●円	●円
43	令和15年9月	●円	●円	●円	●円
44	令和15年12月	●円	●円	●円	●円
45	令和16年3月	●円	●円	●円	●円
46	令和16年6月	●円	●円	●円	●円

回	請求予定日	元本（売上原価）	割賦金利	元本に対する消費税及び地方消費税	合計
47	令和16年9月	●円	●円	●円	●円
48	令和16年12月	●円	●円	●円	●円
49	令和17年3月	●円	●円	●円	●円
50	令和17年6月	●円	●円	●円	●円
51	令和17年9月	●円	●円	●円	●円
52	令和17年12月	●円	●円	●円	●円
53	令和18年3月	●円	●円	●円	●円
54	令和18年6月	●円	●円	●円	●円
55	令和18年9月	●円	●円	●円	●円
56	令和18年12月	●円	●円	●円	●円
57	令和19年3月	●円	●円	●円	●円
58	令和19年6月	●円	●円	●円	●円
59	令和19年9月	●円	●円	●円	●円
60	令和19年12月	●円	●円	●円	●円
61	令和20年3月	●円	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円	●円

※ 1回目（令和5年3月）の支払いは、割賦金利のみの予定。

※ 割賦金利は、元本（売上原価）に、これに対する消費税及び地方消費税を加算した金額に係る金利相当額。

(4) サービス購入費C-2

回	請求予定年月日	金額	消費税及び地方消費税	合計
1	令和5年3月	●円	●円	●円

(5) サービス購入費D

回	請求予定年月日	金額	消費税及び地方消費税	合計
—	令和●年3月	●円	●円	●円
1	令和6年3月	●円	●円	●円
合計		●円	●円	●円

【大山堅穴住居展示館の解体を令和5年以前に行う場合は、当該年度末にも支払いを行う。】

別紙6 サービス購入費の改定方法（第58条関係）

1. 物価変動による改定

(1) 「施設整備業務」に係る対価の改定

1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費A、C-1、C-2及びD（以下、別紙6において「施設整備サービス購入費」という。）

2) 改定方法

施設整備業務を行う期間において、日本国内における賃金水準又は物価変動により、サービス購入費A、C-1、C-2及びDが不適当となった場合、富山市建設工事請負契約約款に基づき行われている富山市内の公共工事に準じて、市と事業者の協議のうえ、以下の変更を行うことができる。

- ① 市又は事業者は、工期内で本契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により施設整備サービス購入費が不適当となったと認めるときは、金額の変更を請求することができ、当該請求があったときは、変動前残施設整備サービス購入費（施設整備サービス購入費の合計金額から当該請求時に出来高部分に相応する施設整備サービス購入費を控除した金額をいう。以下別紙6において同じ。）と変動後代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残施設整備サービス購入費に相応する額をいう。以下別紙6において同じ。）との差額のうち変動前残施設整備サービス購入費の1000分の15を超える額について、支払金額の変更に応じなければならない。
- ② 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備サービス購入費が不適当となったときは、市又は事業者は、施設整備サービス購入費の変更を請求することができる。（単品スライド受講）
- ③ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設整備サービス購入費が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、施設整備サービス購入費の変更を請求することができる。

3) 支払方法

物価変動等による改定を行う場合にあっては、その増額又は減額対象の業務内容により施設整備サービス購入費を増額又は減額して支払う。

(2) 「維持管理業務」に係る対価の改定

1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費B

2) 改定方法

維持管理業務のサービス購入費（公租公課を除く。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して令和5年度（2023年度）支払分

から改定するものとする。改定方法については、「企業向けサービス価格指数：日本銀行調査統計局」を用い、前回改定年度の前年度の指数の平均値と比較して3.0パーセント以上の差が生じた場合又は初回若しくは前回改定年度から累積で3.0パーセント以上の差が生じた場合に、表「改定に用いる指標」に定める指標に基づき、次年度分のサービス購入費の改定を行う。ただし、企業向けサービス価格指数の消費税増税に伴う増加分については対象外とするとともに、企業向けサービス価格指数が著しく変動した場合は、厚生労働省の毎月勤労者統計調査の結果等も考慮し、市場価格の実態に合うよう、市及び事業者の協議によるものとする。各年度の維持管理業務に係るサービス購入費は、次式によって表されるものとする。

$$(P(t)) = P_s(t) \times CSPI(t-1) / CSPI_s$$

<凡例>

- $P(t)$: 改定後の支払額
- $P_s(t)$: 前回改定後の支払額（初回は提案に示された支払額）
- $CSPI(t-1)$: 改定時前年度の価格指数（年度平均値）
- $CSPI_s$: 前回改定年度の前年度の価格指数（年度平均値）
（初回は提案を受けた年度の価格指数）

※ 改定率（ $CSPI(t-1) / CSPI_s$ ）に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※ 技術革新等により「維持管理業務」に係る費用が著しく縮減する場合には、市及び事業者の協議により改定するものとする。

3) 改定の手続き

事業者は、毎年度9月末日までに、指標値の根拠となる資料（「企業向けサービス価格指数」－建物サービス（日本銀行調査統計局）の指標を使用する）を添付して翌年度のサービス購入費Cの合計金額を市へ報告し、市の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

2. 「既存施設解体撤去業務」の業務範囲等の見直しによる改定

(1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費D

(2) 改定方法

業務の実施に伴い、サービス購入費Dの対価として予定していた業務の実施が困難であった場合などに、市と事業者との協議結果に基づいて、業務範囲等を変更し、サービス購入費Dの見直しを行い、かかるサービス購入費の増額又は減額を行うことができる。この場合における増減額の算出は、かかるサービス購入費の算出において用いられた事業者提案等に記載された根拠を用いて行うものとする。

既存施設解体撤去業務に係る費用が、事前調査等の結果、サービス購入費Dの算出において用いられた事業者提案等に記載された根拠と異なることが判明した場合、市と事業者は協議を行い、事業者提案等における対価算出根拠等を用いてサービス購入費Dの見直しを行うことができる。

(3) 支払方法

既存施設解体撤去業務の業務内容又は業務範囲の見直しによる改定を行う場合にあっては、その増額又は減額対象の業務内容によりサービス購入費Dを増額又は減額して支払いを行う。

3. 金利変動による改定

(1) 改定の対象となるサービス購入費

サービス購入費A及びC-1

(2) 改定方法

提案書類の提出時に使用する基準金利と下記金利確定日の基準金利に差が生じた場合は、この差に応じてサービス購入費を改定する。なお、スプレッドは事業者の提案の値によるものとし、改定の対象としない。

基準金利	東京時間午前10時にテレレート17143ページに発表される東京スワップレファレンスレート(TSR)として表示される6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレート上記により基準金利がマイナスになる場合は、0%とする。 ただし、上記の基準金利が廃止された場合には、市、事業者及び融資金融機関で協議を行い、適切な後継金利を基準金利とする。
金利確定日	令和5年(2023年)3月1日の2銀行営業日前の日

事業者は、基準金利が確定した後、改定後のサービス購入費A及びC-1について市に報告し、市の確認を受ける。なお、金利確定日までに基準金利の指標が廃止された場合、市と事業者の協議の上、代替となる指標を設定するものとする。

(3) 支払方法

市が確認した改定後のサービス購入費について、別紙5に定める支払方法に準じて支払うものとする。ただし、金利変動による改定が行われ、サービス購入費A及びC-1が市の想定金額(本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額)を超えた場合、市は、サービス購入費A及びC-1の初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。

4. その他業務内容又は業務範囲の見直しによる改定

制度の変更等により予定していた業務が必要でなくなった場合などに、市は事業者に対して、随時その旨の通知を行い、業務内容又は業務範囲を変更し、サービス購入費の見直しを求めることができる。

別紙 7 法令変更による損害、損失及び費用の負担割合

(第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 46 条、第 49 条、第 54 条、第 55 条及び第 70 条関係)

番号	内容	市の負担割合	事業者の負担割合
1	本事業のみに特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更の場合	100%	0%
2	消費税及び地方消費税の税率変更の場合	100%	0%
3	2 以外の税制度の新設・変更の場合	0%	100%
4	上記 1 から 3 以外の法令等の新設・変更の場合	0%	100%

別紙 8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 46 条、第 49 条、第 54 条、第 55 条及び第 70 条関係)

1. 設計・建設期間

設計・建設期間に不可抗力が生じ、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関連して損害、損失又は費用(ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙 8 において同じ。)が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が設計・建設期間中に累計で、サービス購入費のうち、設計業務、建設業務及び工事監理業務に係る対価(サービス購入費 A) から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の 1 パーセントに至るまでは、事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

2. 維持管理期間(解体撤去期間中)

維持管理期間(解体撤去期間中)に不可抗力が生じた場合、次の金額の合計金額を事業者負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

(ア) 既存施設に係る既存施設解体撤去業務に係る対価(サービス購入費 D) から割賦金利相当額を控除した額に当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の 1 パーセント

(イ) 不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務に係るサービス購入費(サービス購入費 B) に当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の総額の 1 パーセント

3. 維持管理期間(解体撤去期間後)

維持管理期間(解体撤去期間後)中に不可抗力が生じ、維持管理業務に関連して損害、損失又は費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務に係るサービス購入費(サービス購入費 B) に当該額に係る消費税等相当額を加えた金額の総額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。

4. その他(1~3の期間にわたっての共通事項)

上記 1~3 いずれの場合であっても、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該事業者の負担額を超える額の保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

上記にかかわらず、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより施設整備業務又維持管理業務に関連して損害、損失及び費用が発生した場合並びに事業者が付保義務のある保険の加入又は維持を怠ったことにより当該損害、損失及び費用が保険により填補(てんぽ)されない場合は、当該損害、損失及び費用の全額を事業者が負担しなければならない。

別紙 9 保証書の様式（第 2 1 条関係）

●●【建設企業名称及び解体企業名称を記入】（以下「保証人」という。）は、大山地域公共施設複合化事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が富山市（以下「市」という。）との間で締結した令和●年●月●日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第 1 条の債務につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第 1 条（保証）

保証人は、本事業契約第 2 1 条第 1 項及び同条第 2 項に基づく事業者の市に対する債務（以下「主債務」という。）のうち、保証人の担当業務に係る債務を保証する。

第 2 条（通知義務）

市は、本保証の差入日以降において本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の主債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第 5 条（終了及び解約）

保証人は、本保証を解約することができない。

2 本保証は、本事業契約に基づく事業者の主債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第 6 条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書 2 部を作成し、保証人はこれを市に差し入れ、1 部を自ら保有する。

令和●年●月●日

保証人 ●●